



文化財指定庭園保護協議会

目 次

1 平成 28 年度通常総会開催報告	2	(8) 閉会挨拶	53
(1) 開会挨拶	4	2 運営委員会の設置と活動報告	58
(2) 主催者挨拶	5	3 平成 29 年度通常総会議題	
(3) 開催地挨拶	6	(1) 平成 28 年度 会務報告	60
(4) 来賓挨拶	9	(2) 平成 28 年度 会計報告	61
(5) 議題	11	(3) 平成 28 年度 会計監査報告	62
(6) 次回開催地挨拶	12	(4) 会則改正について	63
(7) 公開シンポジウム		(5) 平成 29 年度 事業計画案	64
① 基調講演 生きている庭園	13	(6) 平成 29 年度予算案	65
② 報告 1 文化財庭園の手入れ	26	4 会員近況	66
③ 報告 2 旧池田氏庭園における人びとの関わり	35	5 文化財指定庭園保護協議会会則	72
④ 報告 3 名園の手入れの苦労と工夫	41	6 理事会名簿	74
⑤ パネルディスカッション「名勝庭園の手入れ」	48	7 会員及び賛助会員名簿	75



国指定名勝 旧池田氏庭園 秋田県・大仙市

平成二十八年度通常総会開催報告

東京都建設局公園緑地部長 五十嵐政郎

文化財調査官 平澤 育

平澤 育

平成二十八年六月二十三日（木）、二十四

日（金）、秋田県において、第五十四回通常
総会を開催しました。第一日目は、大曲エンパイヤホテルを会場
として、理事会、総会及び公開シンポジウム
を開催し、翌日は旧池田氏庭園、旧秋田藩主
佐竹氏別邸（如斯亭）を視察しました。

（二）理事会

議事

議長 文化財指定庭園保護協議会
会長 亀山 章⑤パネルディスカッション「名勝庭園の手入れ」
パネリスト
コーディネーター

文化財調査官

平澤 育

藤井 清

日 時 平成二十八年六月二十三日（木）
十〇時三十分～十二時
審議事項 総会提出案件（総会議事参考照）

議長

文化財指定庭園保護協議会
会長 亀山 章議長 文化財指定庭園保護協議会
会長 亀山 章

④報告 3

養翠園

文化財調査官

藤井 清

（二）総会

議長 文化財指定庭園保護協議会
会長 亀山 章①平成二十七年度 会務報告
②平成二十七年度 会計報告
③平成二十七年度 会計監査報告
監事

文化財調査官

文化財庭園保存技術者協議会
大仙市教育委員会文化財保護課吉村 龍二
熊谷 直栄日 時 平成二十八年六月二十三日（木）
十三時～十四時二十分
出席会員 五十二会員
(他に委任状六十五会員) 合計百十七会員

議長 文化財調査官

文化財庭園保存技術者協議会副会長
毛越寺庭園

藤里 明久

閉会挨拶

文化財指定庭園保護協議会副会長

藤井 直栄

清

平成二十八年総会日現在会員数
百三十一会員

議長 文化財調査官

文化財庭園保存技術者協議会副会長
毛越寺庭園

藤里 明久

閉会挨拶

文化財指定庭園保護協議会副会長

藤井 直栄

清

（三）公開シンポジウム

司会（事務局）

日 時 平成二十八年六月二十三日（木）
十四時三十分～十八時東京都建設局公園緑地部管理課
課長代理（事業普及担当）

木下 知子

開会挨拶（事務局）

①基調講演 生きている庭園
文化庁文化財部記念物課

会報 第 53 号

第 54 回文化財指定庭園保護協議会 総会

大曲エンパイヤホテル 2 階 孔雀の間・桔梗の間

演壇

会長
亀山 章

文化庁文化財調査官
平澤 勉

東京都建設局公園緑地部長
五十嵐 政郎

秋田県教育委員会教育長
米田 進

浜松市市民部文化財課長
太田 好治

大仙市長
栗林 次美

東京都建設局
津井 晴美

大仙市教育委員会教育長
吉川 正一

東京都建設局
木下 知子

龍居庭園研究所 龍居道子	龍居庭園研究所 龍居竹之介	毛越寺庭園 藤里明久	浜松市 小杉泰司
偕楽園 大内康弘	偕楽園 五来利章	二条城二の丸庭園 梅林信彦	兼翠園 藤井清
岡山後楽園 石原晋	奈良公園 浅田浩嗣	仙巖園(附)花倉御仮屋庭園 安川周作	仙巒園(附)花倉御仮屋庭園 永田和寛
岡山後楽園 井上幸代	岡山後楽園 野崎正志	栗林公園 木川佐智子	仙巒園(附)花倉御仮屋庭園 羽生正卿
兼六園 小松原隆之	兼六園 浜田哲郎	縮景園 上瀬博久	縮景園 梅田雅幸
旧秋田藩主佐竹氏別邸庭園 九野内胡桃	旧秋田藩主佐竹氏別邸庭園 小野隆志	旧池田氏庭園 池田泰久	縮景園 平野敦培
本間氏別邸庭園 田中章夫	金平成園 田村重夫	旧池田氏庭園 熊谷直采	新環境事業計画研究所 吉村龍二
高梨氏庭園 高梨節子	高梨氏庭園 高梨兵左衛門	瑞泉寺庭園 大下一真	
玄宮楽々園 三尾次郎	臨済寺庭園 横田祥山	円覚寺庭園 武久宗靖	円覚寺庭園 齋藤清健
名古屋城二の丸庭園 中村倫之	名古屋城二の丸庭園 渡邊剛		本願寺大嘗院庭園・本願寺演翠園 齋岡良行
兵主神社庭園 辻川淳治	兵主神社庭園 奥村治男	依水園 田代佳子	依水園 田代雅一
觀音院庭園 田中宏夫	旧大乗院庭園 根岸悦子	粉河寺庭園 逸木盛俊	粉河寺庭園 逸木和
觀音院庭園 中村厚子	觀音院庭園 中村彰恵	宗隣寺庭園 山中原浩	宗隣寺庭園 山中弘子
賴久寺庭園 生島裕道	医光寺庭園 家根原宗丈	(一社)日本庭園協会 廣瀬慶宣	(一社)日本庭園協会 望月敬生
	藤江氏魚樂園 藤江敬子	(一社)日本庭園協会 柴田正文	(一社)日本庭園協会 高橋康夫
小石川後楽園 兵頭信二	小石川後楽園 大道和彌	(一社)日本庭園協会 福永邦昭	(一社)日本庭園協会 小沼康子
六義園 浅見知穂	旧芝離宮庭園 江田浩之	(株)富士見園 木下照信	(株)富士見園 中田広和
旧浜離宮庭園 岡部可奈子	向島百花園 北原理香	(株)石長 杉下素也	(株)庭勇 小池高寛
殿ヶ谷戸庭園 角田裕司	旧古河氏庭園 高橋温子	淨習寺 朝比奈恵温	淨智寺 松中徹
殿ヶ谷戸庭園 宇都富英児	殿ヶ谷戸庭園 青木喜伸	花豊造園(株) 山田拓広	(株)中根庭園研究所 中根行宏

殿ヶ谷戸庭園
玉井さとみ

(公財) 東京都公園協会
三浦貞夫

(公財) 東京都公園協会
細川卓巳

(株) 曾根造園
曾根将郎

正善院庭園
鈴置瑞澄

大通寺庭園
柴口成浩

大仙市生涯学習部
山谷喜元

大仙市生涯学習部
細川良隆

秋田県教育庁
近江谷正幸

(公財) 東京都公園協会
井上直生

(公財) 東京都公園協会
松井修一

株式会社ヨーローリング・ジャパン
長澤好之

正善院庭園
生田昭夫

正善院庭園
鈴置光深

旧池田氏庭園

旧池田氏庭園

旧池田氏庭園

秋田県教育庁
伊藤隆一

開会挨拶

東京都建設局 公園緑地部長

五十嵐 政郎

当協議会の事務局を務めます東京都建設局公園緑地部長の五十嵐政郎でございます。

第54回文化財指定庭園保護協議会総会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。まず、全国各地からご参集いただきました会員の皆様と、本総会開催に多大なご尽力をいただきました大仙市教育委員会、旧池田氏庭園、並びに旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園の皆様に、事務局を代表して厚く御礼申し上げます。

また、本日ご来賓としてご出席いただいております文化庁文化財部記念物課 平澤毅文化財調査官様には、日頃から当協議会の運営につきましてひとたならぬご指導を賜り、心から感謝を申し上げます。

昨年度は、福岡県の旧伊藤傳右エ門氏庭園を主催庭園として第53回総会が開催され、全国から多くの会員の皆様に足をお運びいたしました。改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。

さて、文化財庭園は、歴史的資産や都市に残された貴重な緑の空間として、また国内外から訪れる多くの方々の文化的観光拠点として、その価値は、近年、ますます高まっております。

日本を訪れる外国人旅行者の数につきま

しては、昨年度は対前年比で約1・4倍増加し、約2千136万人と2千万人を突破しました。今年度に入つても毎月過去最高記録を更新しているとのことで、今後もますます外国人旅行者の数は増加していくと予想されます。

このような中、東京都では、貴重な文化遺産である文化財庭園を次世代に継承するとともに、多くの方々に日本の伝統文化に触れていただく場とするため、様々な取組を行つております。

旧浜離宮庭園では昨年復元した「燕の茶屋」に続いて現在は「鷹の茶屋」の復元を進め、小石川後楽園では大泉水護岸の修復を行うなど、文化財庭園の保存と管理に努めております。

また、この4月からは、旧浜離宮庭園においてスマートフォン用の散策アプリ「Tokyo Parks Nav-i」の5か国語での配信を始めました。園内で設定しているガイドスポットに近づくと端末が反応し、歴史や普段見ることのできない御茶屋の中の様子をご紹介するなど、簡単な操作で園内の見どころをより深く知つていただくことができます。

私どもの取組をいくつかご紹介させていただきましたが、全国各地には、本日お集まりの皆様の日々のご努力により、過去から現在まで受け継がれてきた数多くの名園があり

ます。

約1か月後に開催されるリオオリンピックが閉会すると、今度は2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた動きが本格化してまいります。3月末に国が定めた

日外国人旅行者数の目標が4千万人となつております。今後ますます多くの外国の方々の目が日本へ向けられるこの機会に、日本の誇るべき大きな魅力としての文化財庭園を、多くの方々に知つていただきたいと思つております。

本総会は、全国各地の文化財庭園の所有者や管理者が一同に会し、様々な問題についてお互いの意見を交換できる貴重な機会でございます。是非ともこの協議会を活発な討議と情報交換の場としてお使いいただければ幸いです。

結びに、当協議会の更なる発展と、本日ご出席の皆様のご健勝を祈念申し上げまして、事務局を代表して開会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。



五十嵐部長

主催者挨拶

文化財指定庭園保護協議会会長

亀山 章

第54回文化財指定庭園保護協議会総会にあたりまして、ひとつご挨拶申し上げます。

本日は、全国各地から多くの会員の皆様にお集まりいただきましてありがとうございます。心より御礼申し上げます。

昨日、福岡県で総会を開催してから、早くも1年が経過いたしました。また、皆様とこの秋田県大仙市でお会いすることができ、大変嬉しく思います。

お忙しい中、私どもの総会開催をお引き受けくださいました、大仙市の皆様、主催庭園の旧池田氏庭園、視察地としてご協力をいただく旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭）庭園の皆様、その他多くのご関係の皆様に、この場をお借りして深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

また、本日はご来賓としまして、文化庁から、文化財調査官の平澤毅様におこないただいております。そして秋田県からは公務ご多忙中にも関わらず、教育長の米田様にお出でいただいております。その他、県庁の皆様にもお出でいただき、誠にありがとうございます。

本日の総会でございますが、議事並びに報告事項について、後ほど、事務局からご説明申し上げますのでご審議のほどをよろしくお願い致します。

総会の後は、例年と少し趣向を変えまして公開シンポジウムという形を今年は取らせていただいております。

四人の方にお話ををお願いしております。まず初めに、文化庁からおいで頂きました平澤様に「生きている庭園」と題してお話を伺いたいと思っております。この「生きている」ということが、今日の大変なキーワードになります。

その後、文化財庭園保存技術者協議会という文化財庭園を保存するための技術者の協議会がございますが、その吉村龍二様に「文化財の手入れ」についてお話をいただきまして、この「旧池田氏庭園における人ひととの関わり」についてのお話をいただき、最後に和歌山県の養翠園の藤井清様に「名園の手入れの苦労と工夫」についてのお話を頂戴する予定となつております。

この「生きている庭園」を手入れすることがいかに大事なことをめぐつて、今日は4名の方々からお話をいただきまして、その後、「名勝庭園の手入れ」という題で講演者の皆様にパネリストとなつていただいて、パネル

ディスカッションを進めていきたいと思つております。

なお、後ほど会報をご覧頂きたいと存じますが、皆様からのお声が事務局へたくさん寄せられております。また、この後の会議、講演会並びに懇親会におきましても活発な意見交換、情報交換がなされることを期待しております。

このような活き活きとした協議会の動きを皆様方とともに支えてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日おいでになりました皆様の庭園が、我が国の宝として末永く保護され、利活用されいくとともに、皆様のご健勝をお祈りいたします。

最後ではございますが、地元の大仙市の皆様には大変なご協力をいただきましたことを重ねて御礼申し上げまして開催のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。



亀山会長

開催地挨拶

秋田県教育委員会教育長

米田 進

本日は、秋田県にお越しいただきましてまことにありがとうございます。

全国から100人を超える皆様にお集まりいただき、ここ大仙市を会場として第54回文化財指定庭園保護協議会の総会がこのように開催されますことを、まずもって心よりお喜び申上げます。

この文化財指定庭園保護協議会は、国の名勝指定を受けている庭園に關係する方が庭園の保護や整備、活用について協議する場であるとうかがつております。各地の整備、活用について情報を共有し、常によりよい方法を検討していくためにも、当協議会が果たす役割は非常に大きいものがあると理解しております。

この度主催庭園となりました本県の旧池田氏庭園は、平成16年から整備事業に取りかかり、県内初の鉄筋コンクリート造りである洋館の修復や、ガイダンス施設巨州館（おおしまかん）の整備などが進められ、秋の公開の際は小学生あるいは中学生による案内も行

われております。

また、旧秋田藩主佐竹氏別邸である如斯亭の庭園は、現在主屋の解体・組立、門の復元などの整備が進められ、平成29年度に工事が完了する予定であり、江戸時代の庭園風景が見事に再現されるものと期待しているところでございます。

明日は、本県を代表するこの2つの庭園をじっくりご覧いただけるものと考えております。

さて、皆様御承知のように、庭園を始めた名勝や天然記念物、また地域に古くから受け継がれてきた民俗芸能などの文化遺産は、地域振興においても重要な役割を果たしておられます。秋田県教育委員会といたしましても、引き続き文化財の保存と活用のための様々な事業を支援してまいりたいと思います。

結びになりますが、この後行われます公開シンポジウムや現地見学会を通して、各地の文化遺産について理解が深まるなどを、そして本日お集まりいただきました皆様方がますます活躍されることを、心から祈念申し上げまして、私からのお祝いの言葉といたします。本日は本当におめでとうございます。ありがとうございました。



秋田県米田教育長

開催地挨拶

大仙市長

栗林 次美

ご紹介いただきました大仙市長の栗林と申します。開催市を代表いたしまして、歓迎のご挨拶を申し上げます。

はじめに、平成28年熊本地震、さらに追いつきをかけるような九州地方の豪雨などにより亡くなられた皆様に深くお悔みを申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

熊本地震では、多くの史跡や名勝、貴重な文化財が手痛いダメージを受け、とりわけ日本を代表する城の一つである特別史跡の熊本城の甚大な被害には、心が痛む思いであります。その復興には、関係者の方々はもちろんのこと、国を挙げて臨むものと思いますが、私たちも何かしら手助けできないものかと強く感じているところであります。

さて本日、第54回文化財指定庭園保護協議会総会が、全国各地から沢山の文化財庭園の関係者の皆様をお迎えし、ここ大仙市を会場に盛大に開催できることに感謝し、心から歓迎を申し上げます。

ここ大仙市は、秋田県の南部に位置し、豊

かな自然に恵まれた田園交流都市でござります。また、日本最高峰の花火競技大会、「大曲の花火」が開催される花火のまちでもあります。市内に5社の花火会社が集積しているという全国でもたいへん珍しい地域であろうと思います。

「大曲の花火」は、競技大会として100年の歴史を持ち、明日皆さんにご覧いただく

旧池田氏庭園の13代当主池田文太郎氏は、顧問としてこの第1回の花火大会に尽力された人物であります。その大曲の花火は毎年8月の最終土曜日に開催され、70万人を超える方々に花火を楽しんでいただいております。全国から選りすぐりの花火師によりその技が競われ、総合優勝者には内閣総理大臣賞が授与されるなど、国内で最も権威のある競技大会として位置付けられております。是非皆様にも、一度ご覧になつていただきたいと思います。

また大仙市は、先人達の弛まぬ努力で拓かれた広大な横手盆地の水田の中に、居宅を散らばせた景観が豊かな農村をイメージさせてくれる国内有数の米どころでもあり、この地元のJA秋田おばこ農協の米の取扱高は、单体農協では全国トップクラスとなつております。

今回、皆様をお迎えする旧池田氏庭園は、近世の始め摂津の国からこの地に移り住んだと伝わる親郷肝いり、いわゆる大庄屋で、東北三大地主として知られる日本有数の大地主であつた池田家の庭園であります。近代造園の祖と称される長岡安平の手によって造営された、本家及び分家の2か所で構成される庭園となつております。

池田家は大仙市高梨の地で古くから耕地整理、農業治水を始め、学校の設立や青少年のための奨学金制度の運営、無料診療所の開設など、私財を投じ、住民の福祉と公益に尽力してきた歴史があり、地域では代々オヤダ

本庭園につきましては、今から12年前、平成16年に国の名勝に指定され、その後、本日ご参加されております所有者の16代当主池田泰久様から墓所を除く全ての土地建物を大仙市に御寄附いただき、現在大仙市が管理団体となつて整備、活用を図つてゐるところであります。大仙市では歴代の池田家が郷土を愛し、農業を基盤とする地域の発展に尽くしてきた池田家の精神を受け継ぐ庭園を地域の歴史とともに残し、庭園の鑑賞を通して

地域振興はもとより将来を担う子供たちにも、歴史と文化を継承する活動を展開しております。

庭園の整備と活用が着実に成果を示してきていると思つております。

明日は、この本家庭園及び分家庭園の2つの庭園をご覧いただきます。横手盆地の田園に浮かび上がる旧池田氏庭園が周囲の緑豊かな散居景観と相まって、皆様方にこの地の文化を感じていただく手助けとなることを期待しております。

また、^{ほつた}払田の分家庭園は、平安時代、古代日本の歴史の中で重要な位置づけをされている蝦夷の首長アテルイの時代に中央政権が東北地方進出のために築いた城柵の一つである払田の柵の一角に位置しております。分家庭園からは、国の史跡に指定されている払田柵跡の古代の丘を遠望できますので、お時間がありましたらそちらの方も是非ご覧になつていただきたいと思つております。

結びになりますが、本日の第54回文化財指定庭園保護協議会の総会を契機といたしまして本協議会がますます発展されることをご期待申し上げまして、開催地としての歓迎のご挨拶とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。



栗林大仙市長

来賓挨拶

文化庁文化財部記念物課文化財調査官

平澤 翱

皆様、こんにちは。ただいまご紹介に与りました文化庁文化財部文化財課名勝部門の平澤でございます。

平成28年度文化財指定庭園保護協議会の総会に当たりまして、一言御挨拶申し上げたく存じます。

まず冒頭、この第54回総会の開催に際しまして、大仙市及び大仙市教育委員会の多大なるご尽力、またそして秋田県教育委員会並びに秋田市教育委員会のご協力を賜りましたこと、また事務局の皆様の様々なお取り計らいに心より御礼申し上げたく存じます。

今般、平成16年2月27日の名勝指定以来、わずか10年余りの間に、数々の目覚ましい取組を推進されてこられた名勝旧池田氏庭園が所在するこの大仙市で、文化財指定庭園保護協議会の総会が開催されますことを誠に慶ばしく存じます。

名勝旧池田氏庭園の指定に際し、私も若干なりとも携わらせていただきまして、まさにここまで文化財保護を体現する取組にまで発展されたことに、当地の様々な方々の文化に

対する愛情と並々ならぬご努力を感じまして、心から敬意を表したいと存じます。

また、昨年は名勝旧伊藤傳右エ門氏庭園が所在します福岡県飯塚市でこの文化財指定庭園保護協議会総会を開催されまして、現地見学では田川郡川崎町の名勝藤江氏魚樂園でも、会員相互の交流が図られてことは、とても有意義でありました。ここに、関係各位に重ねて感謝申し上げたく存じます。

さて、文化財指定庭園保護協議会の活動も、半世紀を過ぎてまいりまして、会員各位におかれましても、社会の変化とともに、世代の交代なども進んでいるかと存じます。また、日々のご苦労ご努力も並々ならぬものと存じます。近年では亀山章会長のもと、時代の進展にも応じて文化財指定庭園保護協議会の企画運営力の更なる向上のため、一昨年度

依頼、運営委員会の設置と活動が進められていました。

運営委員会では、ニュースレターの発行など、新たな取組の試行錯誤が進められつつあります。しかし、運営委員会において協議が重ねられ、新たに公開シンポジウムというかたちを採用するということになつたことは、会員相互の連携協力のみならず、一般の方々に文化財庭園の魅力を発信するという点で、とても有意義なことと存じます。

お手元の会報の後ろの方に、本会の会則が載せられていますけれども、私が改めて申し上げるまでもありませんが、第2条に「文化

財に指定された庭園又は公園の所有者又は管理者並びにそれらが所在する地方公共団体の教育委員会と相互間の密接な連絡を保ち指定庭園の普及宣揚及び保存管理に万全を図ることを目的とする」と、本会の目的に掲げられておりまして、第3条では目的を達成するために行う事業について示されています。その第一は「文化財庭園」、この会則ではこれを「指定庭園」と略称されていますけれども、そうした庭園に関する重要な事項について意見の発表を行い又は関係行政機関に建議すること、すなわち、意見を持つて社会に発信をしていくということだと思います。続いて、管理に関する調査研究や会員の相互の連絡、情報及び出版物の交換を行うこと、研究会、協議会、講演等の集会を行うことなどが掲げられています。

文化財指定庭園保護協議会は、先ほどのご挨拶の中にもございましたけれども、外国人の観光客など、色々なスタイルのツーリズムが進展していく中で、様々な人が訪れる非常に重要な各地域の資産だと思いますので、ここは積極的に情報発信するとともに、来園者、来訪者がどういったことを感じられているのかということも、皆様で意見を交換されて、色々な経験を共有していただければと思います。

会員各位におかれましては、本会の活動を

さらに活発にされるために、企画の発意や、また、日頃取り組まれておられます文化財庭園のお手入れなどから、本源的には庭園とは何か、私たちにとってどのような意味で大切なのか、ということなどをあらためて問い合わせつつ、積極的に意見を交換していただければと思います。

是非、活発なる御議論と、その御議論の中から、事務局の方にも、運営委員会などを通じるなどして、様々な企画を、是非会員各位からご提案をいただければと思います。

個別の保存修理や色々な技術的なことに関しましては、私ども文化庁の方にもご相談いただきれば、法制度とか予算事業の中で、すべてというわけにはまらない部分もござ

いますが、できるだけ意に沿うようなかたちで、色々な専門家ともご相談をさせていただきながら、ご協力させていただきたいと考えております。

なお、毎回毎回少しずつ趣向が変わった方がよいとか新しい情報があつた方がよいなどとも思いましたので、今回は、会員限定配布ということで、名勝に指定された庭園とか登録記念物に登録された庭園の一覧、保存管理計画の策定状況の一覧などをご用意させていただきました。

名勝に指定されている庭園は、現在、219件ござりますけれども、文化財分科会の答申をいただきまして、今度新しく告示されば、名勝全体の指定件数は400件ということがあります。庭園はそのうちの半分以上を占めるわけですけれども、名勝というこの日本に固有の文化財の代表たる庭園ということになりますので、そういう情報もぜひご活用いただきて、会員相互のみならず、まだ会員になられていない庭園ともよく交流をしていただけだと大変ありがたく存じます。

最後に、本会の御盛況とますますの発展、ひいては貴重な文化財庭園の将来に向けた保護とその魅力の発信がさらに広く国民に普及されるということを重ねて御祈念申し上げま

して、簡単ではございますが、ご挨拶に代えさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。



平澤調査官の挨拶

平成 28 年度通常総会 議題

- (1) 平成 27 年度 会務報告
- (2) 平成 27 年度 会計報告
- (3) 平成 27 年度 会計監査報告
- (4) 平成 28 年度 事業計画 (案)
- (5) 平成 28 年度 予算 (案)

上記議題について、会報第 52 号に掲載した内容のとおり承認された。

- (6) 役員 (監事) の選任

上記議題について、仙巖園 (附) 花倉御仮屋庭園が監事に選任された。

次回開催地挨拶

浜松市市民部文化財課長

太田 好治

静岡県の浜松市でございます。先ほどはこちらの総会で来年度の開催都市として浜松を御指名いただきまして、大変ありがとうございます。精一杯務めさせていただきますので、是非、来年度は浜松の方へお越しいただければと思います。

浜松市で皆様のお仲間になつていただいている庭園は、浜名湖の北部にございます龍潭寺というお寺様の庭園でございます。他にも浜松市にはいくつかの、国指定ではございませんが庭園などがございますので、そうしたところを含めてご案内ができればというふうに思っております。

今回の御指名にあたりましては、恐らく来年度のNHKの大河ドラマが、浜松を舞台にいたしました女城主・井伊直虎に決まつたということも、もしかしたら気持ちの中につたのかなと拝察いたしますけれども、「井伊直虎とは誰?」という方が多いかと思いますので、今日お分けしましたこちらの資料をご案内いたしまして、来年度お越しただけれ

ばと思つております。

井伊家と申しますと、彦根市さんでござりますとか、あるいは江戸城の桜田門でござりますとか、そういうところをご案内される方が多いかと思ひますけれども、井伊家発祥の地は浜松でございまして、また先ほどご紹介した龍潭寺さんが井伊家の菩提寺ということがなつております。普段は非常に静かな小盆地でござりますけれども、来年の今頃は、多少にぎやかになつてゐるのではないかなど想像いたします。来年度は大河ゆかりの地域にも御案内できればということで、お待ち申し上げておりますので、是非、よろしくお願ひいたします。

なお、ここからは懇親会の場で申し上げるようなことでございますが、懇親会の場では皆様、お手元にこちらの資料がないと思いますので、今のうちに少しご案内させていただきます。中に冊子が入つております。去年が徳川家康公の没後400年、400年忌ということで、浜松もゆかりの地でござりますので作成した小冊子でございます。こちらの内容は浜松城の最近の発掘調査の成果をまとめたもので、至極真面目なものでございますけれども、表紙の人物だけご紹介させていただければと思ひまして、ももクロのリーダー



浜松市 太田課長

公開シンポジウム

「日本の美を伝える名園の手入れ」
基調講演 「生きている庭園」

文化庁文化財部記念物課文化財調査官
平澤 穎

毎回、この総会にあたりましては、最近の動向なども含めて隨時ご紹介をしてまいりましたが、そこで、やはり話を聞くだけではどうかというところで、亀山会長からもご相談もございまして、一つは、この限られた年一回の総会の場で皆様、なかなか積極的な意味で手を挙げてご発言いただく機会がないということで、こういうシンポジウムのかたちを取られたのかと思いませんけれども、今日は、特に「生きている庭園」という言葉を、また皆様方それぞれ個別の庭園と一緒にお暮しになつていている中で、あらためて考えていただければと考えまして、こういう演題にさせていただきました。

少し毛色の違う話を入れた方が活性化もするだろうと思いまして、一九八二年に採択された「フィレンツェ歴史的庭園憲章」というものがございますけれども、その話を一つ。それから、あらためまして日本庭園の構成・内容がどういうものであるかということを確

認する、その中で庭園が生きている、特に日本庭園が生きているということはどういうことなのか、ということについて少々お話をしたいと思います。（18頁下段・資料2）

それから、これは全体の文化財の保護といふ中で、どういうかたちで将来に伝えるかと、いうところで、修理と「手入れ」とか、それから私どもの方でご用意しているような枠組みもござりますので、そういうふた話、そして、

最後に、人々との関わりの中で庭園はあるわけですが、皆様、通常庭園を紹介されるときに、庭園に人が写つていな写真をよくお使いになるかと思いませんけれども、恐らくそれでは皆さんお持ちのそれぞれの庭園の大変な部分が写つていらないのではと、そういうことも含めてお話ししたいと思いますので、皆様のほうでも少し意識してお考えいただければと思います。

まず、「フィレンツェ歴史的庭園憲章」について、お話しいたします。これは、一九八二年にイコモス（ICOMOS）とイフラ（IFLA）とが国際的な観点から、歴史的庭園の特質とその保護に関する考え方を示したものです。ICOMOS というのは、最近、世界遺産の関係でお耳にすることがあるかと思いますけれども、「国際記念物遺跡会議」という組織で、遺

跡や建造物、その他の文化遺産とその保護に関わる専門家の国際的な集団になります。これは、いま、日本でも、国内委員会として四〇〇人ほど会員がおりまして、私もその一員でございます。それから IFLA というの、「国際造園家連盟」という組織で、これは、いわゆる世界中に色々な庭園文化がございますけれども、庭園を始めとするランドスケープにかかる専門家の集団ということになります。

この「フィレンツェ歴史的庭園憲章」は、世界各国にある「庭園」（Garden）ということをどういうふうに考えるかというところでございますので、必ずしも日本庭園の特性のすべてを含んでいるものではないということを前提としてお話ししますけれども、この中にござりますので、必ずしも日本庭園の複合体で歴史的・芸術的観点から公衆の関心を引く「記念物」であり、「主として植物という消滅しかつ再生可能なもの」という意味で生きた材料から成る建築的複合体」として「生きている記念物」であるという認識が示されています。

この中では、植物が育つて大きくなつたり枯れたりとかするところで、常に生物的作用によつて息づいていると、そういう意味で「生

きている記念物」ということを言つています。それは、世界各地に色んな庭園文化があるわけですから、この憲章の中では、空間構成と地形、それから植生（植物）、それから、構造物及び装飾的な造作、流れている水や静かな水面を持つていて、そういうこと、そういうことから主にできているということを言つてあります。また、「文明と天然との直接的な類縁を表すものであり、静かに物思いに耽つたり、休養したりするのに相応しい享楽の場所」であるとしています。「享楽の場所」というふうに言われて、それお持ちの庭園で、享楽の場所ではないのだけれどなあ、と思うところもあるかもしませんけれども、こういう認識が国際的なところでは示されてきたといふことです。（19頁下段・資料4）

また、「観賞し、散策するためのものとして造られており、「その性質と目的からして、人々が触れ合うこと、静けさに接すること、そして自然を認識することに資する穏やかな場所」であるとも言っています。「生きている記念物」という最初の認識の中には、主には「植物」があるから全体として生きているのだということでしたけれども、後段の方には、こうして必ず「人」が出てくるわけですね。人が関わらない庭園というのは、もはや庭園

ではないというように、この憲章でもそういう認識を示しているわけです。（20頁上段・資料5）

日本の庭園ですけれども、あらためて御認識いただきたいと思うのですが、ヨーロッパに代表されるような海外の庭園の歴史は、例えばイタリアであれば、紀元前後の古代ローマの時代に造られた庭園がございます。ところが、そこからローマ帝国が崩壊していくと、いう過程の中で、いつたん歴史の表舞台から庭園というものが消えます。ヨーロッパにおける中世の時代には、修道院の中にある広場みたいなものを庭園と言つてみたりしますけれども、イタリア庭園と言つてみたりしますけれども、十七世紀以降に見られるもので、イタリアでは、古いものはローマ帝国時代のものがありますけれども、長い間、断絶しているわけです。

ところが、日本の場合は、京都に日本庭園の文化が定着して、そこからまた、室町時代を中心全国へと広がっていくと、こういう連綿とした歴史が一二〇〇年にわたってずっと続いていると、そういう、いわゆる庭園の「文化」が、これだけの長きに渡つて継承され、また色々な展開を見せて、各地の風土の特質を取り入れて発展してきているものは、

恐らく日本にしかないということが言えます。「庭園」といったときも、先ほどのフィレンツエ歴史的庭園憲章の中にあるような認識とは違う、「日本庭園」という文化があると思うのですね。色々な場所に造られますし、色々な形態も持っています。時代によって、安定的に残してきたのは寺院の庭園ですから、日本の文化財庭園であつたり、歴史的庭園の研究であつたりと、そういう系譜は、だいたい

特に近代に至つては、色々なかたちで、「庭園」というのが造られていくということもござります。そういう庭園が、文化財の保存とか修復とか、というときに分けて言うことでござりますけれども、普通に皆さんが持たれているものは十七世紀以降に見られるもので、イタリアでは、古いものはローマ帝国時代のものがありますけれども、長い間、断絶している庭園、これを現存庭園と言つております。「手入れ」が継続してされていて、非常にいい状態のものですね。これを今回の演題でもあります「生きている庭園」と言つことができると思います。（20頁下段・資料6）

一方、文化財保護の場面では、もはや庭園として機能していなくて地面の中に埋まっているものであるとか、放置されて遺跡化しているような庭園、そういうものも保護しています。それも「名勝」という枠組みで相当

進んでまいりました。発掘調査などで見つかる庭園跡というのは、ある時代から時の流れが止まつたままの古い状態をよく保つてゐるとも言えるわけです。代表的なものは、奈良時代の宮殿の庭園である奈良市の宮跡庭園とか平城宮跡の東院庭園でありますとか、これらは、八世紀後半のかたちを良く留めているというところで、学術的に極めて重要であるというところです。

それから、まつたく埋まつてしまつてゐるものと、いま庭園として地上にあるものとの間にあるものが「遺跡庭園」と言えますけれども、これが人の関わりが薄くなつてゐる庭園というふうに言うこともできると思ひます。「遺跡庭園」は人の関わりが薄くなつてゐるという点で、庭園としての生命力が、いわば、仮死状態にあるといふことができると思ひます。私どもの方としては、この「発掘庭園」も「遺跡庭園」も時の流れをあらためて刻み直し、そして人が関わっていく、そうすることによつて「生きている庭園」として、将来に伝えていこうということで、現在、そういうことも含めて名勝に指定されている庭園が二九件あるというわけです。(21頁上段・資料7)

物質的な構成で言えば、日本庭園の一番重

要のは「地割り」ということになります。

作庭記などで冒頭に「石を立てるには大旨をこころうべし」ということがございますけれども、日本庭園の場合に、その地割りと石をどう扱うか、水をどう扱うか、そういうところが一番基礎になると思います。その上に装飾としての植栽、植生があり、また構造物や建造物が全体として庭園の空間を成すということだと思います。庭園は、一面、モノであるかのように思われますけれども、日本の庭園には借景という手法もございますし、借景とわざわざ言わなくても周囲の環境であつたども、風景というものとの融合が一つの特徴であります。また、庭園との関わりで議論が薄いところでございますけれども、動物であつたりとかそういうものも、庭園の重要なものであると思います。それに加えて、人々の関わり、特に「手入れ」でありますとか、広く楽しむ意味での観賞とか園遊行為、人が関わっているということが、日本の庭園のとても重要な部分だと思ひますので、冒頭申し上げましたところでもあります、是非、庭園の魅力を伝えるにあたつて、色々なかたちで、人々が関わっているような写真など、そういうもので紹介いただければと思います。

(21頁下段・資料8)

そういうふたものの保護を、吉川需先生など、相当力を入れていた時代がござりますけれども、庭園を名勝として保護していくのだといふのが、日本の文化財保護行政であるわけです。文化財保護法で指定されているものにつ

いて、例えれば、保存修理については、補助事業が用意されておりまして、昨今庭園についてまして特にここ十年ばかり段々定着してござりますのが、「保存活用計画」という、その庭園をもっと仔細に理解しながら、どういうようなかたちで将来に伝えていくのかということを検討する、そういう計画を作ろうとうなことが進められております。調査についても、実は昨年度來、庭園の仔細な調査ですか、県内だと市内でありますとか、そういう包括的な庭園調査につきましても、補助事業を作りました。特に市町村や都道府県の教育委員会が事業主体となつて調査をする、そういう枠組みも用意しました。(22頁上段・資料9)

このあと、吉村さんの方からお話をありますけれども、「選定保存技術」としての「文化財庭園保存技術」、そういうものについても、定常的な選定保存技術の保存団体である「文化財庭園保存技術者協議会」、すなわち「庭技協」というふうに略称していきますけれども、

そういう団体の活動も支援していく」としています。歴史的庭園を保護していくということは、当然、単にモノとして残つていけばいいということではないですから、やはりそれが「生きている」状態というのは何なのか、そういうことを常々色々な場面で、ここにご参加の皆様も含めて、色々な立場で考えて、意見の交換をしたり、一緒に活動したりと、そういうことが非常に重要だと思います。

現在、官報告示されている「名勝」が三九八件でございまして、この間指定の答申をいただいた二件を含めて、いま、「名勝」が四〇〇件ということになりますけれども、この「名勝」という文化財の中でも「庭園」が半分以上を占めて、むしろ「名勝」という文化財のアイデンティティが「庭園」の扱いによって決まるといつても過言ではなかろうかと思ひます。また、「登録記念物」という制度が十年ほど前でできまして、これは遺跡でありますとか動物、植物などもあるのですが、特に「庭園」について登録を推奨しておりますので、こういった登録されている庭園も是非、今後、文化財指定庭園保護協議会、「文庭協」の方でも注目をしていただき、是非交流していただきたいと思います。（22頁下段・資料10）

これは、昨年もご覧頂いたスライドで、会

報の方にも載つております、けれども、『月刊文化財』で「庭園の保護」という特集を組ませていただいてから、既に十年も経つていて、これは今日的にもう少し認識を深めていかなければいけない、というふうにも思います。これくてはいけない、というふうにも思いますので、こういう議論を通じて、また新しく庭園の将来を考えるための特集なども考えていくで、こういふうにも思います。（23頁上段・資料11）

全国的な所在調査についても、文化庁の方で平成二十三年から二十五年ぐらいまで二つの調査で実施しましたけれども、例えば、近代のものでも千件近いものがあるというふうに上がっていますし、近代以前のものでもまた千件近くあるということが示されています。例えば、「建造物」は色々用途で必ず存在をするわけですが、「庭園」という文化財は、普遍的な文化財類型に比べると限られているという状況からすると、この千件という数字は決して多くはありません。これが、知らないうちにどんどん無くなつて遺跡化し、仮死状態になつていき、場合によつては仮死状態のまま何かの開発の波によつてそのまま本当に死んでしまうということが生じるわけですから、こういうふうに限られた庭園もまた生かして、どのようにして「生きている庭園」

ばいけないとと思うわけです。（23頁下段・資料12、24頁上段・資料13）

この春に答申いただきました中から、登録の事例を二つご紹介したいと思います。これで、岐阜県瑞浪市に所在します曾根氏庭園（磁叟庵庭園）です。製陶業者が自らの邸宅に造った庭園で、製陶業に非常に貢献したということで、時の県知事から「磁叟」という号をもらつて、そこから「磁叟庵」というふうにおつしやつています。ここは非常に瀟洒な庭園ですけれども、いまの所有者の奥さんが喫茶店のようなこともやつて、一般の方にこの庭園を見非見ていただきたいということをやつてございます。（24頁下段・資料14）

もう一つは、沖縄県宮古島市に所在します旧仲宗根氏庭園で琉球の庭園でござりますけれども、宮古島の中にほとんど唯一ある文化財庭園の遺構でありまして、近代の沖縄地方の事例としても意義深いものです。宮古島市の方で、仲宗根さんからお買いになつて、これから登録を踏まえて整備をしてまいりますけれども、仲宗根さんからお買いになつて、このまま何かの開発の波によつてそのまま本当に死んでしまうということが生じるわけですから、どういうふうに限られた庭園もまた生かして、どのようにして「生きている庭園」を是非応援していきたいと考えています。（25頁上段・資料15）

是非あらためて強調したいのですが、庭園は、人々との関わりの中で、庭園たりうると思ふわけです。

先ほど冒頭から中盤にかけて写真の話をいたしましたが、人々が庭園に関わっているその姿こそが庭園の「息遣い」を示すというふうに思います。無人の庭園が庭園であるというふうなことではないと思うのです。そうしたことの代表的なことは、観賞したり、手入れしたり、こうした人々の営みと庭園の一体性をどのように考えていくかということだと思います。

文化財保護法の規定の中での「記念物」の中にある「名勝」という中には、多分にその土地であるとか物であるとか、そういうところで捉えているところがありますので、先ほど亀山会長のお話にもございましたけれども、是非、そういう人々の営みということを、特に庭園において、単に維持管理というものではなくて、それは一体不可分のものである「手入れ」ということを何とか理論づけ、主張して、また皆様にもこういうことを考えていただきて、もっともつと深めていく必要があるのではないかと思います。

是非、所有者、管理者の皆さんにお願いしたいのは、日頃庭園にお持ちの慈しみの心を、

一緒に仕事をされている技術者でありますとか、来訪された方と分かち合うと、そういうことが「生きている庭園」の生きている目的ではないかと思いますので、そこのところも、色々私どもにも教えていただければと思つております。（25頁下段・資料16）
ご静聴、ありがとうございました。

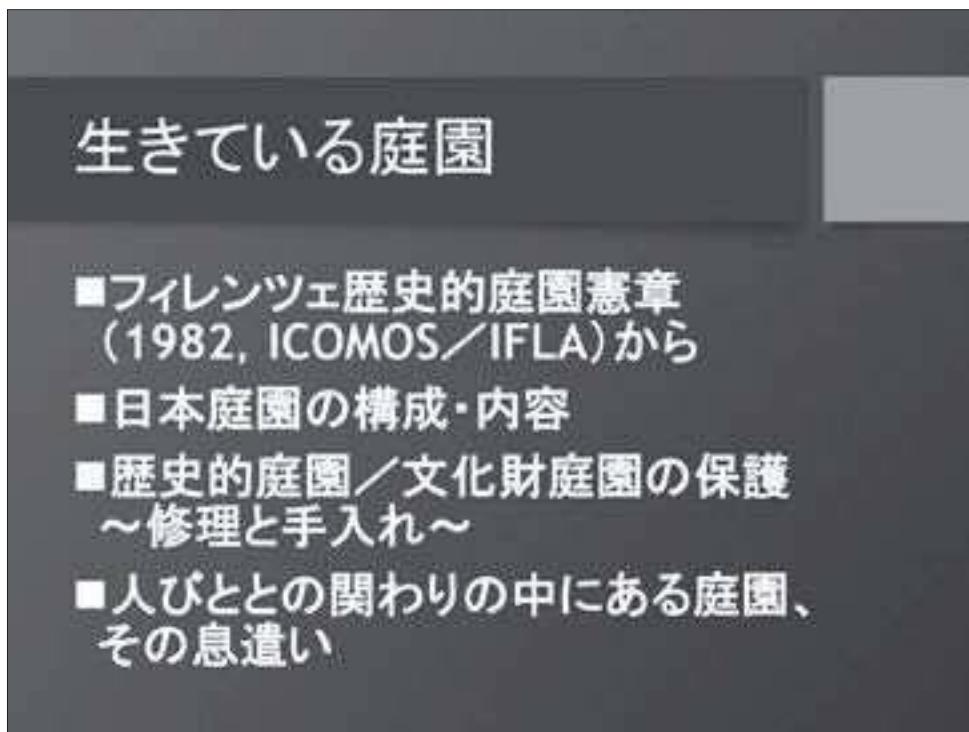


平澤調査官の講演

資料 1



資料 2



資料 3

フィレンツェ歴史的庭園憲章 (1982, ICOMOS/IFLA)

- ・歴史的庭園(Historic Gardens)は、「建造物と植物から成る複合体で歴史的・芸術的観点から公衆の関心を引く記念物」(第1条)であり、「主として植物という消滅し、かつ再生可能なものという意味で生きた材料から成る建築的複合体」(第2条)として、「生きている記念物」(第3条)である。

資料 4

フィレンツェ歴史的庭園憲章 (1982, ICOMOS/IFLA)

- ・それは、「空間構成と地形(plan and topography)、植生(vegetation)、構造物及び装飾的な造作(structural and decorative features)、流水及び静水(water, running and still)」(第4条)から成り、「文明と天然との直接的な類縁を表すものであり、静かに物思いに耽ったり、休養したりするのに相応しい享楽の場所」(第5条)である。

資料5

フィレンツェ歴史的庭園憲章 (1982, ICOMOS/IFLA)

- ・また、「観賞し、散策するためのものとして造られて」(第18条)おり、「その性質と目的からして、人々が触れ合うこと、静けさに接すること、そして自然を認識することに資する穏やかな場所」(第19条)である。

資料6

日本庭園の構成・内容

□日本庭園 ~1200年の伝統~

□形態上の分類

池庭、平庭、枯山水、露地等

□立地上の分類

平地、山腹、海浜等 《借景・眺望、湧泉等》

□空間構成上の分類

宮殿・都城の庭園 【古代】

寺院の庭園 【古代～】

別荘・城館の庭園 【中世】

城郭・大名屋敷・御所の庭園 【近世】

富裕層の住宅・別荘の庭園 【近世・近代】

資料 7

【遺存状況等からみた庭園の分類】

- 現存庭園 → 生きている庭園
手入れが継続して行われており、芸術上・観賞上・学術上の価値がよく保持されている庭園。
- 発掘庭園 → 時の流れが止まった庭園
過去に存在した庭園のうち、その遺構が地下に埋没し、全体又は一部の形態及びその存在自体について、発掘調査等によって初めて明らかとなる庭園。
- 遺跡庭園 → 人の関わりが薄くなっている庭園
ある時期から庭園としての手入れが十分されなくなったため、観賞上の価値が潜在化している庭園。現存庭園と発掘庭園を両極とする中間形態をすべて含む。

資料 8

日本庭園の主な構成要素

- ① 地割及び造成地形
- ② 石組・景石・敷石・敷砂利・敷砂
- ③ 水に関連した施設（圓池、滝、流れ、造水等）
- ④ 植栽・植生（木本類・草本類・地衣類、整形木・刈込生垣、園内の自然林・二次林等）
- ⑤ 構造物（石造物、園路、橋、石垣等）
- ⑥ 建造物（建造物と一体となっている渡廊下、塀等も含む。）
- ⑦ その他
周辺景観・動物等の庭園の景物として取り込まれているもの、水源・日照等に関連する周辺地の環境、有形・無形の人びとの関わり（手入れ、観賞・宴遊行為等）、など

資料9

歴史的庭園／文化財庭園の保護

- 文化財保護法
「記念物」のうちの「名勝地」
→ 名勝／登録記念物（名勝地）
- 保存修理
- 保存活用計画（保存管理計画）
- 調査 個別調査、所在調査
- 選定保存技術「文化財庭園保存技術」
- ◆歴史的庭園を生きたものとして、すなわち、
生きている庭園を将来に継承していくこと。

資料10

文化財保護法による指定・登録

- ①有形文化財、②無形文化財、③民俗文化財、
④記念物、⑤文化的景観、⑥伝統的建造物群
- 記念物（遺跡、名勝地、動物・植物・地質鉱物）
→庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地
ア) 史跡、名勝、天然記念物への指定
名勝 398件
人文的名勝：229件（公園：8件、庭園：219件、橋梁：2件）
自然的名勝：169件
- イ) 登録記念物への登録
名勝地 82件（庭園：58件、公園：14件、景勝地：10件）

資料 1 1

月刊文化財 平成22年4月号

特集 庭園の保護

- 名勝としての庭園および公園の保護
- 日本人の美意識
—庭園に表現された自然観—
- 庭園の美—その保護のために
- 城下町に残る庭園の保全をめざして
- 近代の公園の保護
- 歴史的庭園の保存管理における視点と方策
- 文化財庭園の保存管理技術をめぐって
—文化財庭園保存技術者協議会の試み—
- 史跡及び名勝平等院庭園の整備
- 東京都における文化財庭園の保存管理計画

表紙解説 平成整備の完了した平等院庭園と鳳凰堂
口絵解説 文化財庭園保存技術者協議会の活動

資料 1 2

名勝地に関する調査（文化庁）

- 『近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書』（平成24年6月）
http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/teien_koen_chosa.html
- 『名勝に関する総合調査－全国的な調査（所在調査）の結果－報告書』（平成25年4月）
http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/menso_chosa.html
- 月刊文化財 No.589（平成24年10月号）
特集 名勝の保護

資料 1 3

● 近代の庭園・公園等に関する調査研究（平成21～23年度）

	一次選定事例	重要事例
(a) 庭園	927	102
(b) 公園	428	60
(c) 植物園	34	5
(d) 基園	31	4
(e) 並木道	83	5
(f) 施設内の園地	14	1
(g) その他	28	2
合計	1,545	179

● 名勝に関する総合調査（平成23～24年度）

※近代の庭園・公園等を除く

(a) 既指定・既登録の事例 1. 147事例 (都道府県330、市区町村817)

(b) 未指定・未登録の事例 2. 389事例

※この中でも近世以前の庭園等について 592件が挙げられた。

資料 1 4

平成28年春訪問・答申 【岐阜県瑞浪市】
 【登録記念物の新登録(名勝地関係)】
 曾根氏庭園(磁叟庵庭園)

主庭
(南部)

登録範囲

主庭
(東側から)

製陶業者の本部に造られた庭園で、昭和2年に完成した。名古屋の庭師による作庭と言われ、主庭を中心に、前庭など、複数の空間から成る。主屋に面する主庭は、石橋の架かる枯流れや石燈籠等を配し、欄干に打たれた飛石が縁先を結ぶ。岐阜県における造園文化の発展を示す意義深い事例。

資料 15



資料 16

人びとの関わりの中にある庭園、 その息遣いを分かち合うこと

- 庭園において、人びとの関わりは、その無形的特質として不可欠。
- 観賞する（見て楽しむ、賞翫する）こと、手入れすることなど、そうしたこと自体が庭園の一部。
- 所有者・管理者の庭園への慈しみを技術者、来訪者と分かち合うこと。

公開シンポジウム

「日本の美を伝える名園の手入れ」

報告1 「文化財庭園の手入れ」

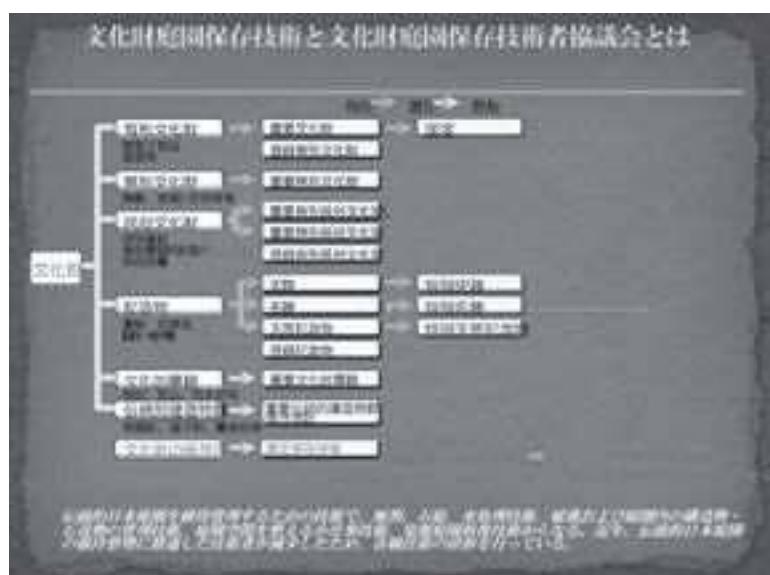
文化財庭園保存技術者協議会 吉村 龍二

ただいまご紹介にあずかりました文化財庭園保存技術者協議会の吉村です。

先ほどから今日のテーマ、文化財庭園、名勝庭園の手入れについて考えていくこうというようなことがありました。事例に基づきながら、少しお話をさせていただきたいと思っております。スライドを沢山用意しましたので、時間まで話をさせていただこうと思います。

先ほど文化庁平澤調査官の方からお話をありました文化財庭園保存技術者協議会の成立等については、何度もお話をさせていただく機会がありましたので、文化財庭園を守る技術ということで、選定保存技術になり、その技術保持団体として活動しています。

実は、その手入れに、色々な考え方があるわけです。先ほども掃除という話がありましたが、一番大切で重要なところが、假死状態のものをどう復元していくのか、埋もれているものをどう再現していくのかというような技術であったり、後は地割り、これは地形であつたり全体的空间であつたりという七つの技術に分類されています。



ことになりますけれども、その空間を戻して、いくための技術のことで、築山の修理をしたり、埋もれてしまっていた砂利敷きを直したりとか、そういうふうな全体的な空間を直していく技術ということあります。

それから大きな庭園の要素としましては、石を立てる石組みがあるわけですが、日常的に入手入れの中では、修理をすることはほとんどないのですが、二十年から三十年、場合によつては五十年経つた時には、それらの石組み等も樹木の根っこによつて押されてしまつたり、水によつて洗掘されたりといふようなことがあります。直さないといけないことがあります。



今、水と言いましたが、庭園が傷むということにおきましては、水が結構大きく関与します。雨が降つて土砂が崩れることがありまし、池、流れなど、どうしても水の干溝によつて護岸の後ろの土が流出し、不安定化し、ひいては倒れてしまうということがあつたりします。そういうものも日常的に手当をしていくことであつたり、全体的な修理のタイミングで直していくことがあつたりします。



特に一番なじみの深いのは、やはり植栽に関わることということになります。この良し悪しによつて、大きく庭の様相が変わると言つても過言ではありません。それぞれに技術者さんがおられて、所有者さんの強い思いがあるなど、どういうふうに管理をしていくのかということですね。管理如何によつて、庭園の焦点が合わなくなるなど、庭を維持する



ということ、手入れをしていくということについては、やはり大変な労力と経費等がいるわけであります。社会情勢が変わりつつも、富の集積中で、庭が出来ていくわけです。その後、経済状況が変わっていく、例えば戦後や政権交代などによって、どんどん庭園が傷んでいきます。そんな中で、当然庭の全体的表情も変わっていき、植栽も繁茂したりするわけです。

それから構造物、橋や中門などがあります。これにも、当然手入れがいるわけです。



小仕事としまして、建築との兼ね合いがありますけれども、差石であつたり桂離宮の霰零しであつたり、そのような技術があるわけです。一言で庭園を維持すると言いましても、今色々なバラエティがあつたと思います。庭師さんでできること、大工さんであつたり左官屋さんであつたり、そういうような方々の努力で維持されているということになります。後は石造に関わるものがあります。石灯籠であつたり、石橋であつたりというものです。

手入れを考える、お題をいただいて考えて
いたのですが、秋田に関しましては、文化財
庭園保存技術者協議会の方は、少し関わりが
ありました。毎年、この時期、六月の第三週
におきまして、文化財庭園フォーラムを開催
させていただいています。その第三回の開催
地が秋田市の旧佐竹氏別邸庭園、今、如斯亭
ですね。二〇〇六年なので大分前になります
けれども、その折にはまだ名勝指定ではなか
っか



つた。文化財庭園保存技術者協議会におきま
しては、年に三回技術研修をしております。
技術研修を通じてどういうふうに管理をして
いくのか、その後継者をどう育てていくのか
というようなプログラムを考えています。
明日、お伺いしますが、この写真はもう十
年前で現在と大分違う状況だと思うのですが、
明日、楽しみに拝見させていただきたいと思
います。

明日、お伺いしますが、この写真はもう十
年前で現在と大分違う状況だと思うのですが、
明日、楽しみに拝見させていただきたいと思
います。

手入れを考える、お題をいただいて考えて
いたのですが、秋田に関しましては、文化財
庭園保存技術者協議会の方は、少し関わりが
ありました。毎年、この時期、六月の第三週
におきまして、文化財庭園フォーラムを開催
させていただいています。その第三回の開催
地が秋田市の旧佐竹氏別邸庭園、今、如斯亭
ですね。二〇〇六年なので大分前になります
けれども、その折にはまだ名勝指定ではなか
っか



研修会には、全国から今二〇〇人ぐらいの
会員が登録しており、親方が若手の研修会員



少し分かりにくいですが、この写真は着手前と着手後です。二日間ですのであまり変化がないのですが、季節が落葉前だったので、少し葉の厚い状況です。庭が本来の魅力を湛えるためには、奥の自然環境であつたり空間性が大きく影響します。ここは築山ですが、築山の上の低木が大きくなつて緑の壁のようになつて庭園の深みなどが分からなくなることがあります。そういう課題を解消していくと、奥行きがあつて深みのある景色、埋まっていた流れが出てきたりですとかするわけですね。低木は花が咲いたりしますので、それを大切にしようという思いもあってどんどん大きく育ち、石組みの前面に出てきて存在が逆転してしまうということがあります。そういうようなことをしつかりと解消していきながら、作庭の意図ということが何であるのかを吟味し、維持していくということを理解しながら手入れをしていくことが大事だということです。違うアングルからの写真です。同じように地形が分かるかと思います。



一昨年までやっていたフォーラムのご紹介をします。二〇一三・一四年度は、東北の復興支援を兼ねた研修を岩手県で実施しました。これは先ほどのカテゴリで遺跡庭園のような状況で、震災を受け池の水がなくなつてしまつた登録記念物の盛合氏庭園という庭園が宮古市にあります。これは実は池の中なのですけれども、草が生え、もう園池という状態ではありません。それをどの様な構造なのかを解明する発掘調査を行い、変遷等について明らかにした。

それを検証しながら修理を進めます。これが研修前の姿、その辺の空き地と変わらない状況になっています。この下には実はこのようない滝流れがありました。ちょっと時間が止まつた状況でありますけれども、これを復元するところのようにしっかりとした庭造りがされている。この様にしっかりと手入れをしなければ、庭はどんどんと価値を失っていきます。そういう事例ですね。



これも、灯籠の下にはこのような石敷きがあり、流れがありました。

これも、同じようなアングルですね。地割と飛び石を直しています。



地割

これは盛岡の旧南部家別邸庭園での研修ですが、手入れの頻度が下がると、松の樹形も葉が多く、茫漠とした状態になります。これを手入れすると、幹枝が出てきて、その下から水面がのぞき、地平面が連続することで奥行が出ます。緑の壁ではなくなるということです。



これは盛岡の旧南部家別邸庭園での研修ですが、手入れの頻度が下がると、松の樹形も葉が多く、茫漠とした状態になります。これを手入れすると、幹枝が出てきて、その下から水面がのぞき、地平面が連続することで奥行が出ます。緑の壁ではなくなるというこ



これは全景で、奥に池があるので、剪定等を進めると、樹木の間に見えてくる景色がさらに広がっていくことがよく分かれています。

つまりやり方如何ですね。手入れの頻度如何によつて、大きく庭は景色を変えるということになるわけです。これを文化財庭園保存管理技術を用い手入れを行います。毎年この様に仕上げているという盲目的な感じではなく、一つずつ向き合いながら、例えば先ほど調査官からありましたけれども、保存活用計画など、これまでのことが本当なのかということと向き合い、その庭園の景色を考えていくことが必要だと思います。

実は、今も第十三回文化財庭園フォーラムを開催しております。この土日にかけて見学会とシンポジウムがあります。ですので、とんぼ返りで、実は本日福岡からやつてきたのですが、明日終わりましたら亀山会長と平澤調査官と福岡に移動します。ここに旧亀石坊庭園という名勝庭園があります。川崎町の魚樂園さんの隣になりますけれども、ここで研修をしています。英彦山の修驗道の塔頭寺院で、雪舟が三年間いたということが記録として明らかになっています。

ここも個人の庭なので、中々手入れが届かない状況があつて、これをしつかり研修で甦らせています。この写真は着手前でまだ分からぬ状況ですが、発掘をして、トレンチを掘り、これだけ土が埋まっているのが解ります。

す。ここに護岸があり、この下に少し茶褐色の地盤面があつて、その上には上から流れてきた土、その土には葉っぱや枝が混じつていて、明らかに後から積もつたといふことが分かります。どんどんこの様に堆積すると、奥の景石の見える高さが低くなりますが、そうなるとどんどん庭が小さくなつて見えたり、地形の伸びやかさのようなものを失うことがあります。こういうことがないよう、植栽だけではなく全体の維持管理を意識することが重要です。



例えば、樹木の高さを低くする作業においては、昔なら高木に直接登つて樹木を切つていましたが、現代の造園屋さんはこの樹木に登ることを嫌うんですね。労働基準、安全基準から重機を使って登ることが多くなっています。この様な状況から経験する機会がなくなり、技術が継承されなくなります。研修会の中で、経験のある人に樹木に登り作業してもらい、それを目の当たりにすることによってどうロープを使うかなどを研修しているわけですね。これも手入れの一環というふうだと思います。

そのような研修会などを実施しています。お題と少し外れた部分があるように思いますが、まずは手入れということにおいては、七つの技術に区分されているということと、植栽だけではありませんということ、しっかりと作庭意図に向き合つて進めていかなければならぬというようなことが重要であることをご理解頂ければと思います。私からの報告は、この程度にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。



吉村さんの講演

公開シンポジウム

「日本の美を伝える名園の手入れ」

報告2

「旧池田氏庭園における人びとの関わり」

大仙市教育委員会文化財保護課主幹

熊谷 直栄

ご紹介いただきました大仙市教育委員会文化財保護課の熊谷です。

私は、「旧池田氏庭園における人びとの関わり」ということで、主に活用面を中心にして事例報告をさせていただきます。

今回の公開シンポジウムは、事務局の亀山先生からのご提案で、「日本の美を伝える名園の手入れ」ですが、これに関しては私ども耳の痛いところとして、正に今勉強をさせていただいているところです。明日、御視察をいただきまして、不備な点が多数あるかと思いまいますが、是非叱咤激励の意味で色々アドバイスをいただきますようお願いいたします。

まず初めに、旧池田氏庭園の概要をご紹介いたします。庭園の概要を語る上で、キーワードがいくつありますが、まずは一つは旧池田氏庭園の立地と環境です。秋田の仙北平野がキーワードになります。もう一つは、言う

までもなく東北三大地主の池田家さん。そして、もう一つは近代造園の祖と言われております造園家長岡安平さん、この二つのキーワードは抜きにして語れません。

池田さんの場合は払田に分家をする前の状況ですと、約一二〇〇町歩、約一二〇〇ヘクタールを所有していたわけですが、一二〇〇ヘクタールというと、だいたい東京都千代田区と同じ面積になるようです。いずれに藤家さんです。三つの家の庭は、いずれも国指定名勝になつておりまして、「東北三大地主の三つの国指定名勝をめぐる旅」の提案を是非ともしたいところですが、実は過去に一度JRツアーサンが企画したところ定員に満たず終わってしまったということもありました

が、これはぜひともこの後も進めていきたいと考えています。

大正十三年に農商務省だったと思います
が、全国の地主調査が國の方で行われていま
して、明治期、大正期、昭和期に三回ぐらい
行われているはずです。そのうちの大正期の
地主調査の段階では、北海道は開拓地なので
状況が違うということで外しますと、日本国
内には千町歩、いわゆる千ヘクタールを持つ
ていた巨大地主が、九家ないし十家程度ある
ようです。千町歩地主が新潟に五つぐらい、
東北に三つというような分布のようでした。
次のキーワードは「仙北平野」です。旧池
田氏庭園は、国指定の際の文書にも記されて
いるのですが、「周辺の仙北平野の美しい田園
景観と一体化している」ということにも大き
な価値があります。庭園というのは囲われた
園であるとする話もありますけれども、池田
氏さんの場合は決して囲われてはいないよう
な気がいたします。生垣から垣間見える周り
の美しい田園景観も、もはや庭の一部ではな
いかと。四万二〇〇〇平方メートル、一万二
七〇〇坪という広大なお屋敷から、周り三六
〇度全部が一つの造園空間というような感じ
がいたします。



実は小川治兵衛も長岡安平もほぼ同じ時期に活躍している方です。明日行く千秋公園、当初は千秋園という名前で、明治二十九年の長岡安平による造園ですが、その頃ちょうど小川治兵衛により京都の無鄰菴が完成しています。池田さんの分家の庭が明治末期に、本家のお庭が大正の始めに完成していますが、この年代ですと小川治兵衛さんは京都で清風荘や丸山公園改修などを手掛けています。

本当に東西の祖といつていいのではないのかという感じがしますが、長岡安平さんの公園作品は全国各地にかなり残っていますが、庭園のほうは実はほとんど残っていないです。三つのキーワードは、祖庭・長岡安平です。祖庭というのは長岡安平の雅号です。東京周辺を中心に活躍した造園家で、近代造園の祖と呼ばれていますし、近代公園の先駆者とも呼ばれています。近代造園の祖というのは、実は長岡安平だけでなく何人かいるのですが、京都周辺を中心に活躍した小川治兵衛さんも近代造園の祖と言われていますし、小川治兵衛さんの場合は、近代日本庭園の先駆者とも言われているようです。

なお、長岡の造園理念は、ガイドブックなどにも書いてありますが、「自然を基調とした

庭づくり」「庭園に社会性をもたせる」「芸術精神をもつた庭のデザイン」、このあたりに尽きるようです。これを踏まえて、明日は旧池田氏庭園を見ていただきたいと思います。

次に、旧池田氏庭園の見どころをご紹介します。本家庭園の場合は、奥羽山脈の山麓の川石を全て伏せて据えています。立石は一つもないです。植栽は、付近の山里と同じくわゆる雑木です。自然を基調として周辺の景観と合わせて園遊会ができるような広場、遊具を備えたような広場、それから生垣から垣間見える周辺の田園景観といったところを是非見ていただきたい。小さな一つ一つの造園意匠というよりは、どんどん構える鷹揚な雰囲気ですね。



今度は分家の方ですが、基本的には本家と同じく自然風です。庭石は、徹底的に地場産のものにこだわり、まさに裏山から切り出してきた地場産を使っている。裏山辺りは硬質泥岩という岩肌の固い感じの、ちょっと凛とした感じです。分家さんのお庭は本家庭園の半分弱ぐらいで、池泉や植栽の配置がコンパクトによくまとまっています。モミジやマツも大変よく残っています。本家と違うところは高台を持っていて、秋田杉の美林が背景になつていることから趣が違います。

同じ時期の同じ作庭家が同じ気候風土のところで作っているはずなのですが、基本的な地割は全く同じですが、風情がガラリと変わることころを是非見ていただきたいと思います。

私がいただいたテーマで、人との関わりの部分をご紹介いたします。庭園の保存整備のご指導をいただいている東京農大の服部勉教授の評価ですが、「庭園は仙北平野の水田や山並みを借景としており、地域を愛した池田家の思想がうかがえる。歴史的背景の説明なしに、この庭園の真価は伝わらない。」と解説の重要性を強調する。」との新聞記事を席上にお配りしていますが、まさにその通りだと思

います。歴史的背景は、現場を見ても分からぬ部分が多いので、解説するしかないですね。「解説書を見ながら歩いてください」というわけにもいかないので、ここはやはり解説員の力が必要になつてくる。

旧池田氏庭園の管理体制ですが、庭園ガイドも含めて池田家顕彰会の皆さんにお願いしています。現在は公開活用部分の一部業務受託団体として市と契約をいただきまして一生懸命頑張っていただいています。新聞記事にある顕彰会の伊藤会長の言葉です。「庭園は多くの人が集う場所だった。にぎわいが戻つてこそ、本当に往時の姿を取り戻すことになる」。全くその通りだと私も思います。

旧池田氏庭園の管理体制は公開活用部分を池田家顕彰会へ、造園管理は、庭技協加盟の地元造園業者さんへ、清掃等の一般部分は常駐の市の臨時職員がおりまして、その管理のもと地元のシルバー人材センターさんに委託しています。管理担当を教育委員会の文化財保護課が行っています。

池田家さんには膨大な古文書資料が残つていて、こういったものを市民協働で、ボランティアも募りながら、歴史資料の解説を続けています。園遊会のときの写真なども残っています。昭和初期だと思います。これが往時の賑わいの一つかも知れないです。古写真に写るような賑やかな庭園にしていきたいと考えております。

本当に一生懸命活動いただいていることが一番ですけれども、その他に私どもが市民ボランティアも募つていまして、何人か来ていただいております。空いている時間に、一時間でも二時間でも好きなことをできる範囲でやつてくださいということで、お願いしています。門の前で誘導される方、流れや池の清掃をしてくださる方もいらっしゃいます。ガイドを希望する方もいらっしゃいます。とても助けられています。



池田家さんには膨大な古文書資料が残つていて、こういったものを市民協働で、ボランティアも募りながら、歴史資料の解説を続けています。園遊会のときの写真なども残っています。昭和初期だと思います。これが往時の賑わいの一つかも知れないです。古写真に写るような賑やかな庭園にしていきたいと考えております。

最近は結婚式の前撮りなども受け入れています。定番の企画ですけれども、こういう方が庭園内に入つてきてくださると、本当に雰囲気がよくなりますね。こういう写真を撮つている間、後ろの見学者が立つて待つことがあります。邪魔だから早くどきなさいなどという人は絶対にいないわけで、みんな拍手しておめでとうなどと声をかけてくれます。

着物の方々による呈茶なども定番ですけれども、これも賑わいだと思います。着物を着た方が日本庭園にいるという、それだけで一つの景物ですよね。少し失礼な言い方かもしれません、来園者も私は景物だと、そういうふうに思います。

旧池田氏庭園には洋館がありますので、ドレスを着た方がいらっしゃる洋の姿も非常によく合います。まさに大正ロマンといいますか和洋並置の時代感がよく出ます。

さらに言いますと、地元の「ささら」という獅子舞の一種ですが、最近は機会があれば園内で演舞するようになります。おそらく大正時代だと思うのですが、池田家さんの表玄関前の広場で、「ささら」が披露されているということは、賑わいが戻つてきています。古写真もござります。こういう姿が戻つてきているということは、賑わいが戻つてきているということだという気もいたします。



旧池田氏庭園では「人びととの関わり」が広がりを見せてています。地元の仙北中学校の皆さんのがボランティアで庭園に来てくださいます。色々なことが実はできます。一番簡単で喜ばれるのは、正門の前に立ちまして、「おはようございます」との「あいさつ。すがすがしく好評です。生徒さんたちは一生懸命心を込めてご挨拶をしてくださいますので、すごくいい雰囲気があります。こういった取組などは、地元の中学校の先生方が非常に熱心に取り組んでくださいます。何をしましようか、こんなことをさせていただけませんか、



と言うのは生徒の方よりも実は先生方が誘導してくれています。そのあたりに体験的な学習が進んでいる要因があるのかなという感じがします。



生徒さんは、清掃などをしながら顕彰会の方と一緒に庭園を回ったりするんですね。こういったところで世代間の交流もあるわけですが、中には、ガイドをやつてみたいという子も出てくるわけですね。できるのかなと思いつながらも、キーワードを抜き書きしただけの中学生版の解説原稿を作つてみまして、お客様に中学生版なので内容は薄いですよ、でも体験学習なので是非お付き合いくださいと言ふと、皆さん喜んで中学生ガイドについてきてくださいます。結果的に大変シンプルでむしろ分かりやすくてよかつたということでお喜ばれたりします。

地元の小学校でも是非やつてみたいといふことで、小学生ではさすがに解説まではできないだろうから挨拶で限界かなと思ったのですが、皆さん自分で勉強したことを生かして手作りの三つ折りのパンフレットを作つたり、これがまたよくできています。しおりをつくつて挨拶しながら配るとか、そういうことを一生懸命やつてくださっています。

レジュメに大仙版の教育メソッドと言うことを書かせていただきました。旧池田氏庭園には、年間約二万人の方々がいらしていただいていますが、皆様方の庭園とは恐らく一桁違うというような状況もあるのですが、私

どもの考え方としては、郷土の文化遺産を生かして、学校教育、生涯学習とか大仙版の教育文化振興の手法の資産の一つとして生かしていくいかなどと考えているところです。幼少期から高齢者まで幅広い世代を対象にして、こういった郷土の文化遺産を活用して、大仙市版の教育メソッドみたいなところで生かしていけたらいいなと。目指すべきは、「手作りの市民庭園」ということで、日々考えています。活用面、手入れの部分なども一番悩みが多いのですが、そういうところも皆さんから色々アドバイスをいただきながら勉強していきたいところです。

国指定からまだ十二年しか経っておりませんので、今後ともご指導とご鞭撻を皆様からいただきたいと思います。以上で、私の報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。



熊谷さんの講演

公開シンポジウム

「日本の美を伝える名園の手入れ」

報告3

「名園の手入れの苦労と工夫」

養翠園

藤井 清

和歌山養翠園の藤井でございます。

私は専門家でもなく、また学者でもないの
で、現実的に庭園を日々手入れしているとい
う立場で、どんなことをしているのか、どう
いう苦労があるのか、そのお手入れの道具の
工夫とか、そういうことで少しお話できれば
と思っております。

いただいたテーマで、名園の手入れと書い
ていただきていますので、自分のところの庭
をお話するのに、名園というのは少しこそば
ゆい感じがするのですけれども、表題は表題
のままさせていただいています。

まず、一般市民の方もおられますので、養
翠園庭園はどのような庭園かということを簡
单にお話しさせていただきます。和歌山県和
歌山市西浜と申します土地、海に面した場所
に存在しています。面積は今は約一万坪なの
ですが、もともとは紀州藩の御用地というこ
とで、約三万坪ほど、九万九千平米ほどあり

汐入の池、今こういう大名庭園としては、現
に汐が入っているのは養翠園と東京の旧浜離
宮庭園、この二か所となっています。ただ、
江戸時代にはいくつもあつたわけですけれど
も、周辺の環境が変わったとか潮位が変わっ
たということで、汐が入らなくなつたという
庭園が多くあります。また、海辺にあるので
すけれども、座敷から見た景観は、周辺の山
を取りいれた借景庭園であります。また、
池が約三五〇〇坪ほどありますので、そこで
舟を浮かべたり、また池を周遊する池泉回遊
式、船遊式の庭であります。

名勝 養翠園庭園とは

和歌山県和歌山市西浜に在ります養翠園は文政元年
(1818) エリ届入等に亘り、紀州徳川家第十代藩主徳
川吉宗により清遊の場として水軒御用地内に造営され
た大名庭園です。

養翠園庭園は石を主とした約33,000m²におよぶ大名
庭園で、掛け海水を取り入れた汐入りの池で全国的に
有めぐらしく、池には魚(鯉)がはね、四季折々の花
木がはるかに季節を感じさせます。

庭園内には御茶屋「養翠亭」(非公開)があり、茶室
「月影庵」、空き部屋など貴重な遺構が保存
されておりま...

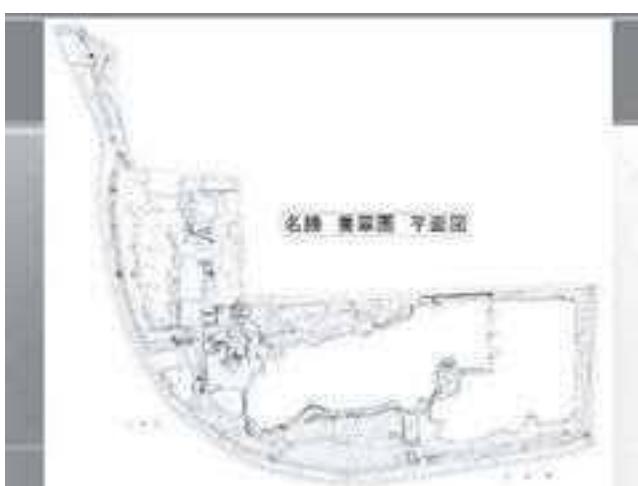
これが、少し古いのですけれども、航空写真です。



以前は、大体この線からこちらが全部水軒御用地という殿様が使われた場所になります。この部分が庭園であったわけで、今残つてゐるわけですね。近年、ここに介護施設が建ちまして、どこの庭園でも問題になるようですが、景観問題に直面しています。庭園の敷地内は第一種風致地区内で、ここは一間幅の道

なのですけれども、当時としては広かつたようですが今のようなモータリゼーションの中になると非常に細い道なのですけれども、そこから外側は第四種と、一種から急に四種になるんです。市に対しては、おかしいのではないかと、一間幅隔てただけで何で四種なのかと言つているのですけれども、中々理解してもらえません。先ほど言いましたように、今はここは和歌山港という港なのですが、昔は水軒浜と言いまして、非常に遠浅のいい浜でございました。ここは大浦湾と言って湾口です。ここは全部海水です。干満の差があります。

これが実測図です。



養翠園のお手入れの内容ですけれども、日常のお手入れですね。落ち葉掃除、除草、水質の管理や水位管理など、このあたりは日常管理。後は建物の掃除なども日常管理に入ります。後は樹木・植栽の剪定とか消毒というものは時期時期に入れます。これは、従来から出入りの植木屋さんにお願いしています。後は、保存修理事業ですね。先ほど平澤さんもおっしゃっていましたように、「庭は生きている」ということで、池の水ですね。これはやはり四季によつて変わります。一時松くい虫が随分流行りましたけれども、大気汚染が原因との説もありますし、以前に比べて空気も少し変わつてゐるのかなど。また、雨が降つた後などは非常にすつきりした、非常に気分のいい空気を吸いながら庭を回れるかなと。

ここに、養翠亭という御茶屋があります。これが養翠亭ですね。これが自宅になるのですが、園地は随分流亡している部分があります。ここは元々、あまり飛び石を置いていませんでしたので、私の親父が随分飛び石を入れました。保存修理で、大分それを取りながら、死亡地を形成して修復するという事業を少しずつ、少しずつ進めていつております。

養翠園のお手入れの内容ですけれども、日常のお手入れですね。落ち葉掃除、除草、水質の管理や水位管理など、このあたりは日常管理。後は建物の掃除なども日常管理に入ります。後は樹木・植栽の剪定とか消毒というものは時期時期に入れます。これは、従来から出入りの植木屋さんにお願いしています。後は、保存修理事業ですね。先ほど平澤さんもおっしゃっていましたように、「庭は生きている」ということで、池の水ですね。これはやはり四季によつて変わります。一時松くい虫が随分流行りましたけれども、大気汚染が原因との説もありますし、以前に比べて空気も少し変わつてゐるのかなど。また、雨が降つた後などは非常にすつきりした、非常に気分のいい空気を吸いながら庭を回れるかなと。

物も、色々な動物もいるみたいで、扉を開けたら目の前にイタチがいて、向こうもびっくりしたのかお互いに見合させて立ちすくんだということがありました。夜に、モモンガが飛ぶのを見たのですが、女房はあまり信じてくれていません。でも、色んな動物がいるみたいで、確認しているのとしないのとがあります。

日常手入れで、さらえで土の面を掃くわけなんですけれども、新しく入った人にまずうるさく言うのは、いわゆる箒目も景色だと。お客様が歩く進行方向に先がとがつたように箒目をつけると、どうぞお進みくださいという心理状態。それが反対に自分の方に矢印が向いていると、ちょっと進入禁止というようないふな心理的な圧迫感があると。だから必ず掃いていく方向におしりを向けて掃いてくださないと、ということをまず、うるさく言います。それを癖をつけてもらうように。

工夫ですけれども、不都合があるから工夫するわけです。従業員から、最近は例を上げると、さらえを、さらえと言つて皆さん分かれますか。一般的には熊手と言つた方がよいのでしようけれども。和歌山の方では、さらえと言います。台湾からの輸入のさらえがほとんどなんです。国産のさらえは、ほとんど

街中では売っていないという状況で、曲げ角度が一二〇度ぐらいあって、焼きがきつい。

晒竹で、こここのところでボロボロ折れてしまふ。何とか前みたいなさらえはないですかねということで、色んなところでこういうのはないかと聞いたのですけれども、ないということで。あるとき、インターネットを見ていましたら、九州で国内産の竹でさらえ、いわゆる熊手を作っているところがありまして、図面を送つてこういう形で作つて欲しいんだと、曲げ角度は九〇度、これはちょっと角度が甘いみたいで、さらえの絵ですね。



これを普通のやつより少し長めに作つてくれ、晒竹だけではなくて青竹で作つてくれとこういうように作つてもらえるかと聞いたら作りますということで、作つてもらつて、ある程度数を作つてもらわなければならぬのと、合間合間に造つてもらうので、こちらも余裕を持って注文しないとすぐに手に入らないということがあるのですが、それほど高くもないですし、粘りがあつて、これは新しいものなのでとがつてているのですが、使つてているうちに丸くなるんです。非常に掃きやすい。この角度がきついと引っかかるって、特に当園は根が出ていたり、芝が張つたりしていますので、それに引っかかるって引っかかるって仕事にならないのですが、これだと逃げてくれるのですね。そういうふうなさらえを養翠園仕様として、登録してもらって、注文するときは養翠園仕様のさらえ何本送つてくれというようなことで作つてもらつています。

除草なんですけれども、女の人が六～七人、親父の頃はおりました。全部手で引いていました。人件費が非常にかかりますのと、人によつてはかき回すんです。かき回して、私は草を引くのが得意です、農家ですから子どもの頃から慣れていて、土をまづかき回すんですね。それで草だけを浮かして抜くと、

もう芝はメタメタです。そんな人はうちでは雇えません。できるだけ大きくならないうちに、除草剤で叩けるところは叩きます。芝のところは、除草剤を入れると芝が枯れてしまします。よくゴルフ場などで芝の除草剤を使っていますが、薬剤メーカーが出さないんですよね。いわゆる大量に買ってくれるゴルフ場なんかには出すけれども、一般の単位の少ないところには出せないということで、手に入らない。そのやり方を工夫して除草剤をやる接触性の除草剤を使って、例えば、その枯らしたいものに筆で塗つてやるという方法があります。ゴム手袋をつけて、その上に軍手をつけて、除草剤でその軍手を濡らして、握つてやるという方法。それによって、その握つた部分は枯れると。除草剤も使いようです。苔も案外苔に草が生えますでしょ。除草剤によつては苔、強いんです。個々のお庭で試験はしていただきたいんですけども、ごく薄い倍率でやると、草は枯れて苔は枯れません。そういう倍率を実験して使うということは可能。また、ゼニゴケに杉苔は負けるんですね。ゼニゴケは食用酢、家庭で使うお酢を刷毛で塗つてあげるんです。そうしたら、浸透圧の関係で中の細胞の水が外に吸い出されゼニゴケは枯れます。グズグズになつて枯

れます。お庭によつてはゼニゴケも景色だというお庭の方もいらつしやるので、個人的主観では言えないのですが、私はゼニゴケ嫌いなので、見たら片つ端から食酢を塗つて枯らすという方針でやつています。

剪定ですけれども、ここがずっと馬目樺と言つて和歌山県の県北になるのですけれども、皆さん備長炭という固い焼き鳥屋さんなどでも使う炭をご存じですかね。あれの材料になる馬目樺という樺の木の生垣なんです。その手入れがこれなんですけれども、これが人の高さですから六メートルぐらいあるんですかね。以前は、人の背の高さの一メートル八十



ぐらいで収めていたんです。周りに家が建つてきましたので、それを隠すために、木を大きくしました。そうしたら、手入れが大変なのです。このモータリゼーションの世の中にいると、始終車が通るんですね。ですからバケット車を持ってきて刈るとか、先ほど言ったように一間の道ですから、簡単に刈るといふわけにいかないんです。先ほど吉村さんが言いましたように、後ろの景観もこれによつて蹴られている部分があるわけです。隣は松の手入れです。これは透かしですけれども、建物周りの松の手入れと池の周りの大きな場所の手入れ、やはり少し変えています。場所によつて、こういうふうにしてくれといふようなことを、植木屋さんには事前に十分に伝えてそのようにしてもらつています。植木屋さんも、新しい人も使つてくれといふことで來ることもあるんですけども、以前から來てくれる人はかなわないわけで、最初は一週間ほどは注意するのですが、注意してこちらの意向に沿わなければ、帰つてもらいます。

これは、消毒ですね。こういうふうにタンクも動噴エンジンも鉄砲ノズルも全部うちで用意しますし、薬剤もうちで用意します。薬剤の濃度も、農薬屋さんと相談しながら、ま

お話をうながすと、私はそうだと私思いましたので、そういうふうにしております。

これはうちの庭の、右側は山を背景にしている部分なんですけれども、今、この池はきれいですけれども、この時期藻が出ています。藻が出ている汚いのを持つてこようかと思つたのですが、少し恥ずかしいなと思つてきました。実は、藻が出ている時期に、殺藻剤で殺す方法は、うちとしては、確立しています。この文化財指定庭園保護協議会でも以前お話させていただいたと思うのですが、光合成を阻害させる薬が今開発されています。それから、ヘドロ化しないようにバクテリアを投入して、表面的にですけれどもきれいな状態を保つことは可能なんです。ただ、非常にお金がかかります。一回で二十五万円ほどかかります。メーカーさんの研究室では、月一回やつていただければ年間きれいになりますと言うのですが、そうなると三〇〇万円ぐらいかかりますので、とても個人ではお手入れの費用にかけるには少し高いなど、今はできるだけ我慢して梅雨が明けてこれから暑くなる直前か暑くなりはじめたときに、ぱっとやるというふうに工夫をしています。

バクテリアは、いわゆる植物性プランクトンとか動物性プランクトン、これに対しても効

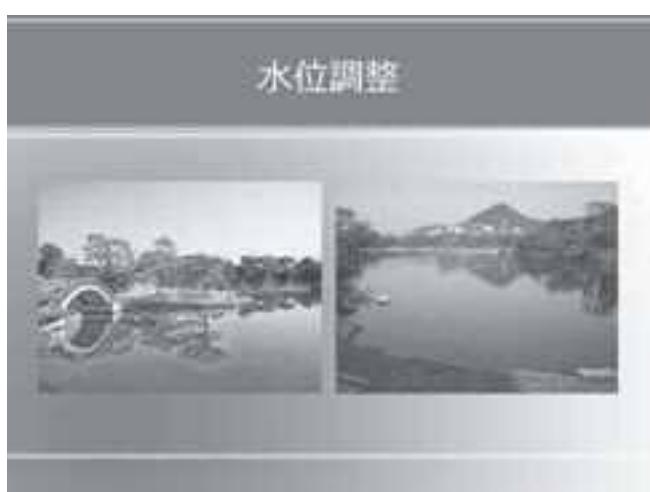


お話をうながすと、私はそうだと私思いましたので、そういうふうにしております。

これはうちの庭の、右側は山を背景にしている部分なんですけれども、今、この池はきれいですけれども、この時期藻が出ています。藻が出ている汚いのを持つてこようかと思つたのですが、少し恥ずかしいなと思つてきました。実は、藻が出ている時期に、殺藻剤で殺す方法は、うちとしては、確立しています。この文化財指定庭園保護協議会でも以前お話させていただいたと思うのですが、光合成を阻害させる薬が今開発されています。それから、ヘドロ化しないようにバクテリアを投入して、表面的にですけれどもきれいな状態を保つことは可能なんです。ただ、非常にお金がかかります。一回で二十五万円ほどかかります。メーカーさんの研究室では、月一回やつていただければ年間きれいで殺藻剤をやる方法を確立しています。

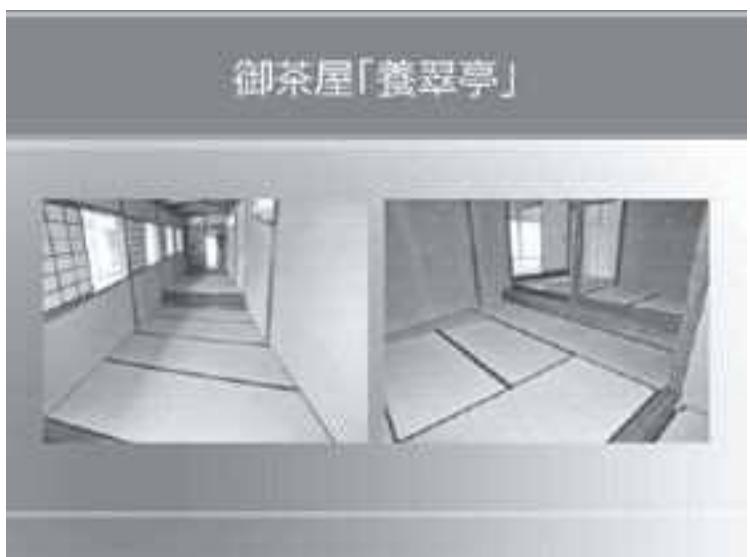
これは先ほど言いましたように、汐入の池です。

果があります。白濁する動物性プランクトンはバクテリアを投入すると三時間ぐらいでサバトキン細胞を殺す結果になります。池の水質の浄化、機械的な浄化というものは、以前に色々メーカーさんから提案があつたりしていたんですけども、機械的な設備をすると後のメンテナンスが非常に大変なんです。私は機械的な浄化に疑問を持っていましたので、何とか投入して浄化できないかということで、今のやり方をメーカーの協力を得て今のところ、このやり方が一番いいのではないかということを



ですから、樋門が 2か所にあります。樋門からの漏れ込みで、今朝も和歌山は明け方 4 時 5時ぐらいにまとまつた雨が降つたみたいです。周囲の雨水の溜池の役割も一つ果たしているので、池の水位が急激に上がります。これを、干潮時に樋門を開けて下げてやる。また、大雨の予報が出た場合は、思い切り下げておいてやつて周辺の雨も取つてやる。また、大雨の予報が出た場合は、思い切るという対策をしなければいけないわけです。ご存じのように、毎日潮位は時間で変わるわけで、夜中に開けなければいけないということもあるわけです。十年以前ぐらいまでは、昔のとおり樋板を前後に二枚入れて、それを持ち上げて水を出すという操作をしていました。ですが、文化庁に、今はいいけれど歳を取つたらこの重いのは上げられません、巻き上げ式の樋門にしたいんですけどお願いしました。昔の形に戻すのだつたらいいけれど、新しく作るのはまかりならんと三年ほど躊躇しました。毎年言い続けて、やつと三年目が四年目ぐらいに今までの樋門は保存をして、その外に新たに張り出して巻き上げ式の樋門を設置しなさいと、事業として認めていただきたいという経緯があります。

園内に、養翠亭という建物があります。



毎月、月釜茶会をやっています。毎回、二五〇名から三〇〇名ぐらい来ていただくお茶会です。お客様はジーパンでも結構だと言つていますが、水屋の人は着物ということでお願いをしております。毎月月釜茶会をやつてるので、毎月掃除をします。毎月、全部開け放します。そうすると空気を入れるので、建物にとつてはいいですね。何ていうのでしょうか、気というのでしようか。余所に行つて全く使わない建物を見せていただくことがあるのですが、ここはあまり使つてら

っしやらないな、ここは色々なことで使つていらっしゃるんだなとやはり分かりますね。ここの建物は平成三年から六年にかけて全面解体修理をしました。以前は、女の人に掃除をしてもらつていました。今時のことなので、掃除機を使います。今だったら、下のところに幅木がありますよね。幅木が昔の建物はありません。そうするとここを掃除機で、ザーフと擦るんです。解体修理前だったのと、いずれ解体修理するので仕方ないかというふうに思つていたのですが、解体修理した後はかなりわないので、いちいち掃除してくれる人にああせいこうせい、ここ擦つたなどと言うのも嫌ですし、言われる方も嫌ですよね。それだったら、自分達で掃除しようかということで、私と女房でお茶会の前のこつきりしたお掃除は、今二人で和氣あいあいとやつています。

これから課題ですけれども、お手入れは色々工夫とかあるが、やはりいるものはあります。入園料に関しては、他のお庭との釣り合いもありますし、やたらに上げるわけにもいかない。無言の相場というものがありますよね。他からの収入をつぎ込んでいく状態、それが現状です。保存修理事業は、補助率二分の一ということで、県、市の補助金もあります

ますけれども、十%程度という感じですので、大きな事業をすれば大きな事業者負担がかかるということになるわけです。ですから、少しづつの事業を毎年長い期間をかけて手入れをしていくと、このお手入れにかかる費用の補助は、国だけではなくて県、市などの補助率も上げていただきたいというのが正直なところで、色々お願ひするのですけれども、国は分からぬですが、地方公共団体というのは文化財関係にかかる費用はこのぐらいと、予算が決まってしまっているのですね。その予算をどこでどれだけ分けるかという話なので、こちらにだけ沢山くれと言えば他にしわ寄せがいくので、あまりその補助率の話をしてもほしくないという雰囲気がありありと見えているというところではあります。

近隣との環境変化ですけれども、先ほど言いましたように、第一種風致地区から第四種風致に一気に変わるとか、そういう規制の兼ね合いもあって、周りの環境がどんどん変わっていきます。うちだけの対応ではとてももしきれる部分ではありませんので、官公庁にご協力いただかないといとも対応できないところではあります。

あとは地元住民の協力。大風が吹いたらやはり落ち葉が近隣へも飛んでいきます。沢山

飛んでいくと思います。民地は率先してきれいに、中よりもまず道を掃いてくれと言うんですが、お宅の中まで掃きにいくわけにもいきませんし、大分お庭も荒らしていると思うのですが、ありがたいことに苦情が全然ないので、非常にそのあたりは地元の方にご迷惑をおかけしているけれども、我慢してくれているんだなどそういうふうに思っています。

保存修理もあるわけですけれども、先ほど平澤さんからお話をありましたように、吉村さんのところにお願いをして名勝養翠園保存管理計画というものを作成しています。これには、これからどこを保存修理して課題としてあげていかなければならぬのか、また官公庁にこういうところは要望していかなければいけないと、色々なテーマが盛り込まれております。皆さんどんどん作られると思うんですけども、作る前はお金をかけてそんな計画を作らなくてはいけないのかなと思つてはいる部分は多々あつたのですが、今思えば作つてよかつたなどそういうふうに思つております。

以上でございます。ありがとうございます。



藤井さんの講演

公開シンポジウム

「日本の美を伝える名園の手入れ」
パネルディスカッション

「名勝庭園の手入れ」

コーディネーター

文化財指定庭園保護協会会长

亀山 章

パネリスト

文化庁文化財部記念物課 文化財調査官

平澤 穀

文化財庭園保存技術者協議会

吉村 龍二

大仙市教育委員会文化財保護課

熊谷 直栄

養翠園

藤井 清

亀山 今日の目論見は、庭の管理というものを、何か新しい言葉で表現できないかと、共通言語の模索をしているわけでございます。

と言いますのは、これまで使っていた「庭の管理」という言葉では中々予算などを付けてもらえないでの、庭園管理に特有な言葉を作

りたい、それをもつて財政当局に何とか話ができるようならそういうものがあるとよいのでないか、ということがこの催しを企画する根底のところにございます。ですので、今日はそれぞれの庭のお手入れについての苦労のお話ををしていただくとということでお願いしたわけでございます。皆さんそれぞれに、御苦労なさっているので、沢山のお話をしていただいたわけでございますが、そのようなことでこの会を催させていただいたわけでございます。

特に、日常的な手入れに対してでございます

ですが、建物ですか、美術工芸品というのには、変化しにくいものですから、何年か何十年かに一度、解体修理をするというようなことによろしいわけですけれども、庭園は毎日何かの手入れをしていなければならぬという、そこが建造物などと全く違うところなので、そこに何とかよい言葉がないかと、それを共通言語として世の中に分かつていただくことを考えてきたわけでございます。「生きている庭園」という言葉を最初に使われましたけれども、「生きている」というのは、庭は生きた自然の器なのです。生きた自然の器というの

変化もあるし、長い年月の中に木が育つし石は苔生していくくというように、様々に変化をする。それぞれに対しても付き合っていかなければならぬ。そこが大事な庭の手入れなわけです。最近、「おもてなし」「お手入れ」がありますが、何かやわらかい「お手入れ」みたいな言葉が定着するとよいかと思っているわけでございます。自然の器である日々変化をする庭、それが生きている庭なので、その生きている庭と上手に付き合うということがこの課題として大事なことではないかと考えたわけでございます。

そこで、生きているということに対する付き合いの方の問題が本日のテーマになるわけですけれども、あらためてパネリストの皆さんに生きているということについてのお考えをいただきたいと思いますが、その前に今日ここでお集まりの皆様から、ご質問とかあるいは私のところではこんなふうな考え方でやっている、というようなことがございました。アの皆さんから何かござりますでしょうか。ご質問でも結構でございますが、よろしいですか。

それでは、「生きていく庭園」ということについて、四人の方から簡単に、どういうもの

を生きていると感じるか、あるいは生きているものと接するときの心構えのようなものを簡単にお話いただければと思います。平澤さんからお願ひします。



亀山会長

平澤 それでは、私から。私のレジュメの中で一つ強調しないでいたことがありますけれども、レジュメの中で二番目の日本庭園の構成と内容というところに、米印で書いてある部分があるんですね。先ほど海外の庭園の話をしましたけれども、構造物があつて植物があると、こういう認識なんですけれども、日本庭園は特に地割を作るのに、土を使い、

石を立て、そして水、植物、それから藤井さんのお話の中で、日々の中で空気も違うというお話がありました。それぞれ変化する速度が違うわけですね。それが庭園として一つの生命体をなしていると。私たちの体も、私たちも生きているわけですから、当然色んな部分はそれぞれ違う動きをする中で、何かの力によって一つの生きている個体としてあるわけです。ですから、何かそういうところにお手入れだとか、一つのまとまりを作つていると、その常に変化する中で、お手入れが庭園としての一つのまとまりを作り上げていると、その常に変化する中で、お手入れが庭園としての一つのまとまりを作り上げてしまうと。ですから、庭園においてお手入れとか人々の関わりというのは、庭園であるとということを続くという意味で、生きていると

吉村

生きているというテーマですが、スライドの中でも、仮死状態のものがあつたり、良好に生きているものと中々しんどいものとこういうことがあります。生きている中でも、生き様というか管理の手法によってよくなる悪くなるということは当然あるわけです。やはり研究者もそうですし技術者もそうですし、また来られて鑑賞される方もそういうことが直感できるような社会的雰囲気というのがあ

れば、強力になつてくると、私の方も動きやすいというところです。



平澤調査官

あとは目標といいますか、作庭意図というかそういうことに常に目を向けて、将来的にどう考えるのか。特に植栽に関わることが景色として大きく影響しますけれども、指定された庭、近代の庭は何とかかろうじて当初植えられたものが残っているんですけども、近世以前のものというのは、当初の樹木はほとんどないと言つて過言ではないでしよう。それでも例外的に大きなものや由緒のあるものは残つてはいますけれども。そんな中で今ある樹木をどう考えるのか。当初ないからダメなんだということではなくて、その中で取捨選択をしていくようなところ、そこの見極め方というか、それを皆で共有することが大切です。それはもちろん所有者が主体を持つて、それを支えている職人さん達、それだけではなくて、先ほど熊谷さんから説明がありました市民の参加、理解という中で、やはりこれがいいねというようなところが醸成されていく。そういうことを含めて、全部あいまつた部分で庭園の生き方というか、単独ではなくて社会性を持ったものではないかなというふうに思つていて、庭単体だけではなくてそれを取り巻くものが全て揃つたときこそ生きるみたいなことがあるのではないかというふうに思つています。



吉村さん

熊谷 私は行政に携わる者という観点で、非常にショートカット的な考えになってしまいますけれども、「庭園は生きている」ということで言いますと、まずは植物管理、場合によつては水の管理を含めて。例えば枯山水の庭だつたら植物管理がなくて羨ましいなとか思うときがありますが、結局植物管理ということは、はつきり言つてお金がかかる印象があります。「生きている」ということは、人間も同じですが、清貧に暮らしていただとしても衣食住にお金はあるわけで、人でも植物でも生きしていくためにはお金がかかるというイメージがあります。小奇麗に生きていくためには



熊谷さん

藤井 私は、今、お庭拝見みたいな形で一般公開というような感じのイメージが非常に強いのですが、本来は庭を使つていかに色々な事をして遊ぼうというそういう考え方があつて。建物ではしかるべきだと思つてゐるんです。建物ではお茶会とか歌会とか、池に舟を浮かべてまた池に魚がいたら投網を打つて魚を探るとか、鴨が飛んできたら鴨を鴨引堀なり伏せるなり

最低限の収入が必要で、それをどうやって確保したらいいのか。生活保護は無いわけですし。「庭園は生きている」については、こういった印象があります。

して鴨を探つて遊ぶ。色々な遊びがあつたはずなんです。私はちょっとでも、これを使って遊びたいというところがありまして、毎月月釜茶会、友達寄り集まつてやつているわけなんですけれども、先ほど旧池田氏庭園さんの発表がありましたように、色々なことで使っていらっしゃると、それも必要だと思うんです。そういう部分については、私は本邸の方では使つてほしくないという気持ちがあります。そういうイベント的なものについては、湊御殿という市の施設を園内に移築して、そこでイベント的なことは積極的にやつてください、協力できるところはできるだけ協力しますということで、生きている庭園ということでもあります。また、庭が生きている、植生、水も生きている、空気も生きている、樹木も生きているという、これは毎日見ていると目が慣れんんです。意図的に一月ぐらい庭に行かない時を不定期に作つてます。一ヶ月ぐらい全く行かずにひよつといくとここは手を入れないといけないな、この部分は景色蹴つてているじゃないか、とかそういうことが分かるんですね。だから、私はそういうふうにしているんですけど、やはり日々変化があります。



藤井さん

した。ところが近年、建物は建物で、重要な文書と同じように耐震補強で鉄骨を入れる必要があるというような動きも感じてきたので、名勝の中にある建物は、庭が生きているのと同じ流れを受けた管理をしていただいたらよいという思いで聞かせていただきました。ですから、今日のテーマ、本当にありがとうございます。

亀山

今おつしやつたことですが、名勝の中にある建物は地震があつたら壊れてもいいじゃないかという意見をお聞きすることもあります。それが庭の中にある建物のあり方かと思います。建物は何でも耐震補強しなければならないという発想は、庭には合わないのかと、私も思つております。ありがとうございます。

亀山

ありがとうございました。4人の方が四様に、それぞれに生きているということについてのお話をいただいたわけですが、お聞きになつて皆さんいかがでしようか。何かござりますか。

時間もございませんので、最後にお手入れという言葉ですが、生きているものに対する手入れというこの言葉について、何か一言ずつおつしやつていただけるとありがたいです。

平澤

今日の目論見の、生きているといふことをテーマにされたということが、とても私はうれしくて、庭が生きているということは、名勝の庭の中にある建物もその延長で考えてよいと、そういうメッセージを受けま

は庭技協の方でも皆がもつと分かち合えるような本来の感触とかそういうことを庭園の技術者にも聞いてみるんですけど、そこは中々議論が深まつていかない。新しい言葉を作つても何だか空すべりすると思うので、や

はり庭とお手入れ、庭の一部なわけですけれども、そのことをもっと社会に浸透させると

いうことではないかなと、思うんですね。文化財の場面では、議論になつてるのは、例え

ば特別史跡というのがあるんですね。例え

ば秋田でいうと大湯環状列石なんかは特別史

跡です。鹿角にあるのがそうですけれども。

特別史跡ってあまり国民的にはピンとこない

じやないかと。一方で重要文化財の方はその

中で特に重要なものを国宝つてていますよね。

国宝ってみんなピンとくるんですね。特別

史跡というのは普及率も悪いところもあつて、

何とか工夫していこうという方向になつてい

るんですけれども、このお手入れという言葉

も日本の伝統的な、先ほども申し上げました

けれども、日本庭園の文化というのは世界の

庭園の中でも非常に固有ですので、やは

りその一部としてお手入れということをも

っともつと普及をしていくということではな

せんですけれども、恐らくそういうことでは

ないかなと、という予感を私は持つていて

いうことです。

亀山 ありがとうございました。時間もそろそろ迫つてまいりましたので、お手入れは庭の一部だということを締めにさせていただい

きたいのですが。

藤井 私自身がそうだつたんですけれども、庭園の管理者で所有者も含めてお手入れとはどういうものかというのが、非常に分かつて

いない部分が多いのだと思ふんです。どう

したらいいか分からぬ。だから植木屋さん

にまかしている、という部分も非常に多いの

ではないかと。よく言うんですが、下から見

ていてその枝切つた方がいいのではないかと、

そこを抜いた方がいいのではないかとは言え

るのですけれども、自分が木の上に登つたら

分からぬのですよね。どの枝を切つたらど

のように見えるかということが、木の上に登

つたら分からぬ。下から見ないと分からぬ

いということが、多いんです。それが分かる

のが本職の植木屋さん。吉村さんから技術者

協議会のお話がありましたが、ぜひ、所有者

の人にも技術者協議会の研修なり会員になつ

てもらつてもう少し勉強しませんかといふ呼

びかけを一つしたいですね。ああいふことこ

ころを切ればこういうふうに変わるんだといふ

ことが経験できる。ちまちまつとした手入れ

にならない、思い切つた景観づくりができる

ということをお分かりになるんじやないかと

いう気がします。これは将来的に文化庁さん

がどうお考えになるか分からぬけれども、

本当に将来保存修理するのだつたら技術者協議会の会員の何々以上の技術者によるという特記事項が付くんじやないかなという思いも

しないでもないところです。

熊谷 私も庭技協の活動をもつと広げてい

つて高度化していくことについては賛成です。それからもう一つ、お手入れ・維持

管理を表現する言葉の件ですが、私はやはり

「手入れ」でいいと思います。来園者アンケ

ートに「手入れが悪い」とか書かれますので。

この言葉は、私たちが一番ドキッとする言葉

ですけれども、一般の人たちにも庭園の管理

状況を評価する言葉として、やはり「手入れ」

という言葉で理解していただいているのでは

ないかなという気がいたします。

亀山 ありがとうございました。ということ

で、「手入れ」がやはりよいと思います。今日

は、いろいろお話をいただきましたので、こ

こで一つの提案がございます。今日のディス

カッショーンをもとに文化庁に手入れについて

の陳情をしようと思つております。皆さん

ご賛同の拍手をいただけました。(拍手)あ

りがとうござります。文案は練らせていただ

きますけれども、文化庁に、手入れは庭の一

部だということを分かつていただきたいと思つております。ありがとうございました。

閉会挨拶

文化財指定庭園保護協議会

総会副会長（毛越寺庭園）

藤里 明久

皆様、長時間にわたり大変ご苦労様でございました。本総会、今年はシンポジウムとパネルディスカッションということで、新しい試みをさせていただきました。色々意見も出て、時間は延長しましたが良かったのではないかなど思つておるところでございます。

皆様も報告者の四人の方々のお話を聞きながら、色んなことを考えていらつしやつたのではなかなと思ひますけれども、私も色々感じておりました。

庭園は生きているということ、あるいは庭園と人との関わりという部分では、一つ大事な思い出がござります。今年は東日本大震災から五年が経過しておりますが、当時震災が起きた直後は、どなたもお出でになることがなく、しばらくの間庭園は開放しておりました。ほつぼつと色んな方が私どもの庭園をお訪ねいただいたわけですけれども、ある時おじいさんとおばあさんが二人で庭園をめぐつたのでこちらに立ち寄らせていただきました。それで、その方の境遇などを聞いていたのですが、この庭園に佇んでいて心が落ち着いてきましたと、色々なことがありましたけれども心が安らいできましたというお話をいただいて、実は内心びっくりいたしました。

私どもがお声をかけること以上に、言葉はないけれども庭園は十分に我々に語りかけるものを持つてゐるし、日本人の我々の精神性に応えるものが沢山あるんだなあと改めてそのとき思いました。そしてよくよく見てみると、ベンチやその他で庭園を眺めている人たちがいらつしやいまして、この方は観光客ではないなど、当時思いました。そんなことがあってから、もう一度自分のところの庭園の良さを見直し庭園の管理というものをしつかりやろうという気持ちになりました、先生方の教えもあるのですが、庭園の持つてゐるデザインとか意匠、そういうものをしつかり守つてこれを後世に伝えていかなければなら

ないというふうに思つたわけでございます。

しかし実際のところは大変悪戦苦闘しておりまして、もう八〇〇年以上経つ庭園でございますので、石の劣化とか木の腐朽とかあるいは色々な虫の害などもございます。そう

いうときには、やはり多くの方のお力を借りています。研究者の方、技術者あるいは行政の力も必要ですし、色々な方のお力をいただいて何とかこの庭園を守つていこうと思います。皆様の所もそうですが、これから庭園が新しくなることはなくて、日に日に一年一年古くなつていくばかりでございます。ですから、あらゆる分野の力を結集し、この協議会の皆様も日々努力をされて色々ノウハウを持つていらつしやると思います。それを皆さんと共有し、あるいは情報交換ができる、そぞうすることによつて貴重な日本の美であります庭園を守つしていくことができるのではないかと、今改めて考えているところでございます。

今回は、みちのく大仙市まで皆様お出でをいただきました。今回の総会につきましては、大仙市あるいは大仙市教育委員会、旧池田氏庭園の皆様、そして事務局であります東京都公園緑地部の皆様のお力をいただいて、この

よう開催させていただきましたことを厚く感謝を申し上げます。

明年は浜松のようでございますが、前副会長の武藤さんの龍潭寺が主催庭園の一つについていると思います。是非私も行きたいと思いますし、皆様どうぞ沢山浜松の方へお出で下さいますようにお願いを申し上げて閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は、皆様ご苦労様でございました。



藤里副会長　閉会の挨拶

第 54 回文化財指定庭園保護協議会・開催風景

■総会（平成 28 年 6 月 23 日）



会場：大曲エンパイヤホテル



総会会場：孔雀の間・桔梗の間



開会挨拶
東京都建設局公園緑地部長（事務局）
五十嵐 政郎



主催者挨拶
文化財指定庭園保護協議会
会長 亀山 章



開催地挨拶
秋田県教育委員会教育長
米田 進



開催地挨拶
大仙市長
栗林 次美



来賓挨拶
文化庁文化財部記念物課
文化財調査官 平澤 翔



現地見学会庭園の紹介
旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭）庭園
小野 隆志



次回開催地挨拶
浜松市市民部文化財課長
太田 好治



閉会挨拶
文化財指定庭園保護協議会副会長
藤里 明久

■公開シンポジウム（平成 28 年 6 月 23 日）



基調講演「生きている庭園」
文化庁文化財部記念物課
文化財調査官 平澤 豪

報告 1 「文化財庭園の手入れ」
文化財庭園保存技術者協議会
吉村 龍二

報告 2 「旧池田氏庭園における人びとの関わり」
大仙市教育委員会文化財保護課
熊谷 直栄

報告 3 「名園の手入れの苦労と工夫」
養翠園 藤井 清



パネルディスカッション（「名勝庭園の手入れ」）

■懇親会（平成 28 年 6 月 23 日）



乾杯挨拶
大仙市教育委員会
教育長 吉川 正一

中締め挨拶
旧池田氏庭園当主 池田 泰久

■現地見学会（平成28年6月24日）

(1)国指定名勝「旧池田氏庭園」



(2)国指定名勝「旧池田氏庭園」(払田分家庭園)



(3)国指定名勝「旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭）庭園」



運営委員会の設置と活動報告について

文化財指定庭園保護協議会運営委員会は、平成26年6月5日に開催された第52回文化財指定庭園保護協議会総会において、亀山章会長から以下のとおり、その設置について発議され、採択されました。

その後、7月25日に第1回運営委員会を、10月15日に第2回運営委員会を開催し、平成27年1月16日にニュースレター第1号を発行しました。平成27年5月28日に第3回、平成28年4月6日に第4回、平成29年1月29日に第5回運営委員会を開催しました。

運営委員会の設置について

文化財指定庭園保護協議会の活動の取組を進めるためには、本会の目的にもあるように、会員相互間の密接な連絡を保ち、文化財庭園の普及宣揚及び保存管理に万全を図ることが極めて重要な基礎となります。そのため、この会に、運営委員会を設置し、今後の活動について具体的に検討したいと考えました。

運営委員会における検討は、機動的に動ける体制を作り、文化財庭園に対する発展的な姿を模索し、会員であることの意義がわかるようにすることであり、会員が置かれているさまざまな実情を踏まえて取り組む必要があります。

運営委員会規則

第1条（目的）この規則は、文化財指定庭園保護協議会（以下、協議会という）の会則第2条の目的および第3条の事業を円滑に進めるため、理事会のもとに運営委員会を設置することに関し、必要な事項を定める。

第2条（委員）運営委員会委員（以下、委員という）は、第1条の目的を達成するために会長が委嘱する。

第3条（会議）運営委員会の会議は、必要に応じて、会長が召集する。

2. 会議は、委員の半数以上の出席を原則とする。

3. 会長は、必要と認めるときに、委員以外の専門家を参考人として、会議への出席を招請することができる。

4. 会議の結果、議決された重要な事項については、理事会の議を得て実行する。

第4条（任務）運営委員会は、第1条の目的に合わせて、会務運営のための情報収集、調査研究、企画の検討・立案・実施の実働体制の構築などについて検討し、その一部を実践することを任務とする。

第5条（議事録）会議の議事については、その経過および結果の概要を記録した議事録を作成する。

第6条（委員会の事務）委員会の事務は、協議会の事務局に置く。

第7条（改廃）この規則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

第8条（施行）この規則は、2014年（平成26）年6月5日から施行する。（平成26年6月5日理事会議決）

運営委員会委員

理事会：亀山 章（会長）、藤里明久（副会長、毛越寺）

民間所有者・管理者：諸戸公子（諸戸財団）、藤井 清（養翠園）

公共の管理者：（公財）東京都公園協会文化財庭園課

学識者および技術支援者：吉村龍二（文化財庭園保存技術者協議会）

事務局：東京都建設局公園緑地部管理課

平成 28 年度会務報告

議題(1)

1 第 54 回通常総会の開催

開催日 平成 28 年 6 月 23 日（木）、24 日（金）
 主催庭園 旧池田氏庭園
 総会会場 大曲エンパイヤホテル（秋田県大仙市）
 総会構成 出席 52 会員（他に委任状提出 65 会員）全出席者総数 101 名（来賓・事務局含む）

6月 23 日（木）

理 事 会	10 時 30 分から 12 時 00 分	
通常総会	13 時 00 分から 14 時 20 分	
開催挨拶	東京都建設局公園緑地部長	五十嵐政郎
主催者挨拶	文化財指定庭園保護協議会会長	亀山 章
開催地挨拶	秋田県教育委員会教育長	米田 進
	秋田県大仙市長	栗林 次美
来賓挨拶	文化庁文化財部記念物課文化財調査官	平澤 納
出席会員紹介		
議 事	議長 文化財指定庭園保護協議会会長	亀山 章
議 題	①平成 27 年度 会務報告・会計報告・会計監査報告 ⇒ 承認 事務局	
	②平成 28 年度 事業計画案・予算案 ⇒ 承認 事務局	
	③役員の選任 ⇒ 承認 事務局	
次回開催地挨拶	静岡県浜松市民部文化財課長	太田 好治
公開シンポジウム	～日本の美を伝える名園の手入れ	
	基調講演 生きている庭園	
	文化庁文化財部記念物課文化財調査官	平澤 納
	報告 1 文化財庭園の手入れ	
	文化財庭園保存技術者協議会	吉村 龍二
	報告 2 旧池田氏庭園における人びとの関わり	
	大仙市教育委員会文化財保護課	熊谷 直栄
	報告 3 名園の手入れの苦労と工夫	
	養翠園	藤井 清
	パネルディスカッション「名勝庭園の手入れ」	
	コーディネーター	亀山 章
	文化財指定庭園保護協議会	
	パネリスト	
	文化庁文化財部記念物課文化財調査官	平澤 納
	文化財庭園保存技術者協議会	吉村 龍二
	大仙市教育委員会文化財保護課	熊谷 直栄
	養翠園	藤井 清
閉会挨拶	文化財指定庭園保護協議会副会長 毛越寺庭園	藤里 明久
懇 親 会	18 時 30 分から 20 時 30 分	

6月 24 日（金）

現地視察 「旧池田氏庭園」「旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭）庭園」

2 会報の発行（第 52 号）

平成 28 年 6 月 22 日（木）発行、配布

（総会欠席会員には平成 28 年 7 月 6 日送付）

平成28年度会計報告

議題(2)

(平成28年4月1日から平成29年3月31日)

[収入の部]

単位:円

科目	予算額(A)	摘要	決算額(B)	摘要	差額(B-A)
一般会費	520,000	@ 5,000×104	545,000	@ 5,000×109	25,000
賛助会費	270,000	@10,000×27	330,000	@10,000×33	60,000
雑収入	300	預金利子	4	預金利子	△ 296
繰越金	1,022,625		1,022,625		0
合計	1,812,925		1,897,629		84,704

[支出の部]

単位:円

科目	予算額(a)	摘要	決算額(b)	摘要	差額(a-b)
会報作成費	220,000	第52号会報印刷費	220,000	第52号会報印刷費	0
資料作成費	10,000	理事会・総会資料作成費	0		10,000
通信費	60,000	開催案内・会報送付等	60,000	第55回総会案内・会費請求等	0
総会費	280,000	総会運営助成	280,000	第54回総会運営助成	0
会議費	40,000	理事会会議費	40,000	第54回理事会会議費	0
消耗品費	20,000	文房具等購入費	0	文房具等購入費	20,000
旅費	220,000	会長及び書記旅費・次回開催地との連絡調整等	167,502	事務局旅費・次回開催地との連絡調整等	52,498
報償費	40,000	講師謝礼	40,000	講師謝礼	0
視察費	40,000	見学庭園入場料補助	40,000	見学庭園入場料補助	0
活動費	20,000	文化財庭園保存技術者協議会会費等	10,000	平成28年度文化財庭園保存技術者協議会会費等	10,000
予備費	862,925		23,189	通信費の不足分・手土産等	839,736
合計	1,812,925		880,691		932,234

1,897,629-880,691= 1,016,938

29年度へ繰越

議題(3)

監査報告

本日、静岡県浜松市アクトシティ浜松コングレスセンターにおいて、本協議会の平成28年度会計報告書に従い、預金口座及び領収書等について監査したところ、いずれも適切に処理されており、良好なるものと確認したので、ここに報告します。

平成29年6月22日

文化財指定庭園保護協議会監事

養翠園 藤井清印

仙巖園（附）花倉御仮屋庭園

安川周作印

議題(4)

会則改正について

1 改正内容（新旧対照表）

改正案	現行												
<p>第一条（現行のとおり）</p> <p>（目的）</p> <p>第二条 本会は、文化財保護法により、文化財に指定又は登録された庭園若しくは公園（以下「指定庭園」という。）の所有者若しくは管理者並びにそれらが所在する地方公共団体の教育委員会（以下「管理者等」という。）相互間の密接な連絡を保ち指定庭園の普及宣揚及び保存管理に万全を図ることを目的とする。</p> <p>第三条から第二十六条まで （現行のとおり）</p> <p>付則</p> <p>第二十七条（現行のとおり）</p> <p>（会費の額）</p> <p>第二十八条 第六条による会費の額を次のとおり定め、平成三十一年四月一日より適用する。</p> <table> <tr> <td>一 正会員 年額</td> <td>一〇、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>二 贊助会員 年額</td> <td>一五、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>（但し指定庭園一ヶ所並びに一団体につき）</td> <td></td> </tr> </table>	一 正会員 年額	一〇、〇〇〇円	二 贊助会員 年額	一五、〇〇〇円	（但し指定庭園一ヶ所並びに一団体につき）		<p>第一条（略）</p> <p>（目的）</p> <p>第二条 本会は、文化財保護法により、文化財に指定された庭園又は公園（以下「指定庭園」という。）の所有者又は管理者並びにそれらが所在する地方公共団体の教育委員会（以下「管理者等」という。）相互間の密接な連絡を保ち指定庭園の普及宣揚及び保存管理に万全を図ることを目的とする。</p> <p>第三条から第二十六条まで （略）</p> <p>付則</p> <p>第二十七条（現行のとおり）</p> <p>（会費の額）</p> <p>第二十八条 第六条による会費の額を次のとおり定め、昭和五十九年四月一日から実施する。</p> <table> <tr> <td>一 正会員 年額</td> <td>五、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>二 贊助会員 年額</td> <td>一〇、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>（但し指定庭園一ヶ所並びに一団体につき）</td> <td></td> </tr> </table>	一 正会員 年額	五、〇〇〇円	二 贊助会員 年額	一〇、〇〇〇円	（但し指定庭園一ヶ所並びに一団体につき）	
一 正会員 年額	一〇、〇〇〇円												
二 贊助会員 年額	一五、〇〇〇円												
（但し指定庭園一ヶ所並びに一団体につき）													
一 正会員 年額	五、〇〇〇円												
二 贊助会員 年額	一〇、〇〇〇円												
（但し指定庭園一ヶ所並びに一団体につき）													

2 改正の理由

- (1) 文化財保護法により文化財登録原簿に登録された庭園等を、正会員に加えられるように変更して、会員の拡充及び会の活性化を図る。
- (2) 会員相互の情報交換や会に関する情報発信のために新たな活動を展開するため、昭和59年より据え置かれてきた会費の値上げを行う。
 - ・ホームページの立ち上げ
 - ・会員拡大のための取組
 - ・運営委員会の活動の活発化

議題(5)

平成29年度事業計画(案)

1 通常総会(第55回:今回実施分)の開催

- (1) 開催日 平成29年6月22日(木)・23日(金)
- (2) 会場 アクトシティ浜松コングレスセンター(静岡県浜松市)
- (3) 内容 理事会・総会・公開講演会及び現地視察
(龍潭寺庭園、摩訶耶寺庭園)

2 会報の発行(第53号)

- (1) 発行予定 平成29年6月
- (2) 発行部数 430部

3 活動の指針

(1) 庭園の普及宣揚と管理の充実

指定庭園の普及宣揚及び保存管理に万全を図るため、その環境作りのための情報発信や交流の活性化を図る。

(2) 「景観対策」の取りまとめ

機会あるごとに意見交換を行い、今後庭園が望ましい景観を保つための対応策をまとめて行く。

(3) 庭園利用の活性化

庭園がより一般に親しまれるために、各園が取り組んでいる活性化策の収集及び情報発信を行う。

(4) 会員間の交流の活性化を図る

会員間の情報交換など、交流の活性化を図る。

(5) 会員の拡充を図り、会の活性化を図る。

※参考

会員数(平成28年度末現在)

合計131会員

①正会員(文化財指定庭園管理者等)

104会員

②賛助会員(本会の目的に賛同する個人及び団体で理事会の承認を得たもの) 27会員

4 次回通常総会(第56回)開催計画

- (1) 開催予定地 島根県鹿足郡津和野町
- (2) 開催予定日 平成30年5月頃

議題(6)

平成29年度予算(案)

[収 入 の 部]

単位:円

科 目	予算額	前年予算額	比較増減	摘要
一般会費	520,000	520,000	0	@ 5,000×104会員
賛助会費	270,000	270,000	0	@10,000×27会員
雑収入	300	300	0	預金利子
繰越金	1,016,938	1,022,625	△ 5,687	
合 計	1,807,238	1,812,925	△ 5,687	

[支 出 の 部]

単位:円

科 目	予算額	前年予算額	比較増減	摘要
会報作成費	300,000	220,000	80,000	第53号会報印刷費
資料作成費	10,000	10,000	0	理事会・総会資料作成費
通信費	100,000	60,000	40,000	開催案内・会報送付等
総会費	280,000	280,000	0	総会運営助成
会議費	40,000	40,000	0	理事会会議費
消耗品費	20,000	20,000	0	文房具等購入費
旅費	400,000	220,000	180,000	会長及び事務局旅費・次回開催地との連絡調整等
報償費	40,000	40,000	0	講師謝礼
視察費	40,000	40,000	0	見学庭園入場料補助
活動費	320,000	20,000	300,000	HP作成、文化財庭園保存技術者協議会会費等
予備費	257,238	862,925	△ 605,687	
合 計	1,807,238	1,812,925	△ 5,687	

(注)予算執行上必要があるときは、会長は理事会と協議して費目間流用することができる。

会員の皆さんから

「近況をお知らせします」

会員の皆様から、平成二十九年三月から四月に寄せられた近況報告を紹介します。

も悪化しました。
二十九年度は春季四月十五日から五月七日、夏季七月二十二日から八月二十日、秋季十月二十一日から十一月五日の計六十九日に拡大します。早期に收支バランスを回復させるべく、琴の演奏や市民茶会の会場提供等、

イベントやサービス向上で集客をはかります。
また、来年度には、団体に限定した内部公開やウェブPR拡充等に注力し、二十八年度に若干あつた外国人観光客への対応も検討したいと考えております。

外国の方々へ、日本文化の一つとして庭園の魅力を伝える普及広報の必要性を改めて感じております。先進事例に学ばせていただきたく、引き続きご指導とご支援をよろしくお願い申し上げます。

旧秋田藩主別邸（如斯亭）庭園

改修が終了に近づき、十月には一般公開の予定となります。
これまでの多くの皆様のご心配とご協力を心から感謝申し上げます。

瑞楽園

平成二十六年度から指定管理者制度を導入し、今年度には制度導入四年目を迎えます。

民間のノウハウを活かした庭園管理・サービスの提供により、昨年度は過去最高となる来園者数を記録しました。

今後も、よりよい庭園の維持管理・サービスの提供を心掛け、多くの方に来園いただけますよう努めています。

旧池田氏庭園

昨年の総会・研修会では、遠路、秋田県大仙市にお出でいただきありがとうございました。お陰様で、庭園文化に対する地元での関心の高まりに厚くお礼を申し上げますとともに、会議等の運営について種々不手際がございましたことを、この場をお借りしお詫び申し上げます。

玉川寺庭園

庭園の滝に流れる湧き水の水量が年々減つてきて、県に調査を依頼している。

金平成園（澤成園）

平成二十八年度は開園二年目となります
が、期間限定で計五十日間（春・夏・秋）公
開しました。初年度はめずらしさもあり、入
園者も順調でしたが、二年目となると、前年
比の三十六パーセントと大幅に減少し、収支

田氏庭園にお出でいただきました。
も悪化しました。
二十九年度は春季四月十五日から五月七日、夏季七月二十二日から八月二十日、秋季十月二十一日から十一月五日の計六十九日に拡大します。早期に收支バランスを回復させるべく、琴の演奏や市民茶会の会場提供等、

本間氏別邸庭園（鶴舞園）

本年も雪が少なく、庭園の樹木の枝折、壊の被害も無くほつとしています。但し、虫の発生が早まる予測されますので注意して観察しています。
それと、長年の課題であります池の浄化を本年は具体化したいと考えています。

会津松平氏庭園御葉園

現在、御葉園内にある江戸期建立の「御茶屋御殿」が十八年ぶりに茅葺き屋根の葺き替え工事を実施しております。今年度の十一月頃に竣工予定ですので、お近くにお越しの際には是非お立ち寄りください。

小石川後楽園

花菖蒲、紅葉、梅、桜の見ごろの時期にイベントを開催し、多くのお客様をお迎えしました。特に日本の伝統芸能である神楽や箏、三味線の演奏会や野点は、海外のお客様にも大変ご好評をいただきました。

また、昨年度は初めて水戸市との連携事業として「水戸藩の名君 光圀と齊昭をめぐる薬草展」を開催し、庭園の新たな魅力を発信しました。

維持管理では、「紅葉林」の景観修復を継続実施しました。作庭意図を追求しながら、

紅葉林の支障木を処理して環境改善を図りました。これによりモミジの生育環境が整い樹勢回復による景観向上も期待でき、また「紅葉林」本来は疎林景観であると云う植栽密度への調整をしたことで意図した景観が現れました。

六義園

築庭三〇〇年を記念して始まった「しだれ桜・紅葉と大名庭園のライトアップ」は、それぞれ開催十七回を数え、広く普及・定着化が進み、普段は見ることができない幽玄で幻想的な庭園を、国内外の様々な年齢層のお客様にお楽しみいただいています。

また、継続的に進めている大泉水周辺の海辺景観の復元・改修を進め、「吹上濱」から岸杭天端を見直し補修したことにより、芝生護岸からなだらかな水面へと移行する視線誘導が図られるようになりました。「吹上松」の存在も際立ち、「吹上濱」の名にふさわしい庭園景観に近づきました。

旧芝離宮庭園

春には桜の演奏会、夏には七夕の演奏会、秋の催事では、津軽三味線の演奏会、冬の正月開園では、初春三番叟を実施し、庭園ながら、庭園の普及・啓発に努めています。四季の演奏会はお客様に定着し、非常に好評をいただいています。

また、当園にゆかりがある小田原市とも連携し、七夕の演奏会や秋の催事では、铸物で有名な風鈴や木製品、寄木細工、梅干しなどの臨時売店を出店し、賑わいの創出にも積極的に取り組んでいます。

園内での維持管理では、大泉水黒ボク石護

補修を行い、貴重な遺構の保全にも取り組んでいます。今年度は「鷹の御茶屋」の復元工事が進んでいます。

なお、昨年度「東京都における文化財庭園の保存管理計画書」を改訂し、これまでに取り組んできた成果を踏まえ、今後の保存、活用・運営、整備についての基本的な指針を示した「東京都における文化財庭園の保存活用計画(共通編及び旧浜離宮庭園)」を策定しました。

旧浜離宮庭園

昨年度、「中島橋」を改修しました。当初は、木橋であった「中島橋」は、長い歴史の中で幾度となく改修等が行われ、橋脚がコンクリート製に、また橋脚の数も変化しました。今回の整備工事では、幕末から明治頃の史資料などを基に改修を行い、往時の姿がよみがえりました。また、当園の特徴の一つでもある鳴場の「小覗(このぞき)」「引掘」について、

補修を行い、貴重な遺構の保全にも取り組んでいます。今年度は「鷹の御茶屋」の復元工事が進んでいます。

岸の応急補修工事も継続実施し、経年による護岸の陥没等への対応により景観が回復しました。外周緩衝帯での補植も計画的に進めており、激変する外部環境から庭園景観を保全しました。

今後も顧客満足度の向上に努力し、魅力ある庭園づくりに取り組んで参ります。

向島百花園

平成二十八年度も、初代園主が記した資料をもとにウメの補植を実施。合計七十本となつた園内は「新梅屋敷」と呼ばれていた往時の景観を取り戻しつつあります。また、接ぎ木によるウメ古典品種確保での景観向上を図る取り組みも二年目に入り、順調に進んでいます。

また、昨年度に行つた東側・南側の外周塀改修に続き、西側・北側の改修工事を行いました。東側・南側の竹を組み込んだ格子柵とは形を違え、板張りの大和塀とし、園内は竹と板で囲まれ、当園の草庭らしい雰囲気を引き立てています。

旧古河氏庭園

当園は、ジョサイア・コンドル建築の洋館と洋風庭園で知られており、バラのシーズンに最も来園者が多く訪れ、にぎわいます。春秋のバラフェスティバルに加え、香りの講習会、農園芸職員によるバラの育て方教室などを開催し、新たにバラの切手、バラに焦点をあてた冊子「ROSE 旧古河庭園のバラ」を作成し、好評をいただいています。

和と洋の調和が、最大の特徴の当園では、

日本庭園の魅力を一段と高めるため、池の水質向上に取り組むとともに、マツ、モッコク、スダジイなど常緑樹の剪定や池周りのモミジの剪定、冬には霜よけや雪吊りなどを設置し、修景に努めました。また、庭園ガイドボランティアによる園内ガイドでは、小川治兵衛の日本庭園に重点を置いて、来園者に旧古河氏庭園のもう一つの大きな魅力をお伝えしています。

円覚寺庭園

白鷺池・文化庁指導のもと浚渫等整備事業に着手しました。

妙香池・水源の確保が難しく、水質特に汚濁が著しいので滋賀ウイルステージ社に委託し改善を計画している。

国宝・舍利殿・懸案であつた防災工事が今春完了しました。

殿ヶ谷戸庭園(随宜園)

三菱創業者岩崎家ゆかりの殿ヶ谷戸庭園は、主屋前に広大な芝生の洋風庭園、東側には湧水からなる池を中心とした和風庭園が広がっています。平成二十八年度は主屋から芝生地、

藤棚から主屋への見通し確保に重点を置き、藤棚前の株物の撤去やアカマツの下枝剪定、景観にそぐわないベンチの撤去、芝生地の復旧を行い、奥行きある明るい芝生地の景観維持に取り組みました。園内の柵は、ロープ柵に変更し、杭の間隔を広げ、細くかつ低く設置することで、統一感を出しながらも、視線を妨げることなく、武藏野の地を巧みに利用した起伏ある庭園景観を見せるなど、景観の向上を図りました。

また、昨年度に引き続き、池周辺の下草刈り、池の落葉清掃等を継続的に実施することで、池周辺の景観と水質の維持に努めています。

渡辺氏庭園

対岸の老紅葉の代替わり対応で若木を植樹しました。

庭園内の草木が全体的に大きくなり、石組みを覆い隠すような状態になつてゐるため、

田中泰阿弥が補修した当時の景観に近づけるべく、剪定を計画していますが、古写真等の資料を収集中です。

名古屋城二之丸庭園

平成二十五年度から名勝名古屋城二之丸庭園の保存整備事業に着手しています。平成

二十七年度に權現山修復、平成二十八年度榮螺山修復整備を行いました。平成二十九年度は、園池修復（北御庭北護岸）および植栽修復を行う計画です。

台風の被害で赤松一本が幹で折れました（庭園周囲）。庭園ではないのですが、風の力が年々、強大になつてきてゐるようで懸念されます。

多賀神社奥書院庭園

今年は正月以降、五十センチを超える積雪に度々見舞われ、倒木等心配されたが、幸い

大きな被害は無かつた。又、平成二十七年度の舞台となる寺として拝観者がふえておりま

す。雑用が増え、庭の管理まで手がまわらず、恥ずかしいしだいです。今回皆様をお待ちいたしております。どうぞよろしくお願ひ申上げます。

臨濟時庭園

第一回庭園工事終了後、集中豪雨の為庭園破損。目下工事中。

二年計画で実施している書院の修復事業は屋根の葺き替えまで終了。本年度は左官工事、建具の調整、自火報の設置等経て年度内の完成を目指しています。

兵主神社庭園

保存整備事業から十五年がたち、いたみがめだつようになりました。

今年度より、新たに、委員会を作り、整備事業に着工していきたいと思います。

兵主薰の育種事業やほたるの復活事業は現在も継続中です。

慈照寺（銀閣寺）庭園

平成二十七年三月より庭園の樹木養生治療を始め三年目になります。

銀閣寺垣樹木付近を手始めに錦鏡池廻りの庭園まで養生治療が広がり、効果が出るまでしばらく年数がかかりそうですが、続ける予定です。

青岸寺庭園

二年計画で実施している書院の修復事業は屋根の葺き替えまで終了。本年度は左官工事、建具の調整、自火報の設置等経て年度内の完

旧大乗院庭園

旧大乗院庭園は、室町時代に徳政一揆で焼亡した大乗院を門跡尋尊が復興したときに、將軍足利義政の同朋といわれる善阿弥を呼んで作庭させたものです。一九七三年に文化庁から公益財団法人日本ナショナルトラスト（JNT）が管理団体に指定され、荒廃していた庭園の発掘調査や修復整備を積み重ね平城遷都一三〇〇年にあたる二〇一〇年から一般公開を開始しました。

二〇一六年度から二か年計画で、現在立ち入りを制限している指定地北東の高台や中島等から安全に鑑賞してもらうための園路整備、老朽化した中島反橋の架け替え、樹木の修復剪定・移植・土砂流出により汀が後退した東大池西側護岸の復旧、水質維持のためのポンプ設備の更新、標柱の設置等を進めていきます。整備後は、庭園を快適に回遊し、これまでとは異なる様々な角度から観賞することができます。是非、奈良にお越しの際はお立ち寄りください。

岡山後楽園

九年ぶりの大型観光キャンペーンの効果や外国人入園者の増加等により、平成二十八季折々の庭園を多くのお客様にご覧いただけます。

年度の入園者は三年連続して増加しました。
今年度は、文化財庭園としての価値や魅力向上のための取組として二色が岡の景観復元に向けた調査の実施やトイレ改修事業などの施設整備を行うとともに、歴史や文化情報発信のための事業などにも取り組んでいきます。

NPO法人の支援のもと、ソメイヨシノの樹勢回復を実施しています。

毛利氏庭園

NPO法人の支援のもと、ソメイヨシノの樹勢回復を実施しています。

このたび、和船による周遊が、予約できるようになりました。ご来園の際はご活用下さい。

このたび、和船による周遊が、予約できるようになりました。ご来園の際はご活用下さい。

藤江氏魚楽園

当園では昨年より、国、県、町のご協力により、文化財を使つた事業として、庭園ライ

トアップでのライトの常設を許可していただき、設置させていただきました。

今後、夜間においてのライトアップされた四季折々の庭園を多くのお客様にご覧いただけます。

ながら、日本の文化、歴史、庭園の良さを深く知つていただけるように努めて参ります。

仙巖園（附）花倉御仮屋庭園

昨年四月の熊本地震では、園内の被害はありませんでしたが、一万人以上の予約キャンセルが発生し、一般の入園者も大幅に減少しました。とはいっても手を拱いている訳にもいかないので、入園者数減をチヤンスと考え方で、忙しい時には行いにくい、従業員向けの研修を数多く実施して、スタッフのレベルアップに努めました。

来年は、明治維新一五〇周年とNHK大河ドラマ「西郷どん」放映で、鹿児島を訪れる観光客の増加が期待されます。それに備えるため、本年中に、売店・レストラン等のリニューアルを行い、受入体制を整える予定です。

識名園

平成二十八年十月から平成二十八年十二月にかけて、御殿屋根漆喰補修工事を行いました。

これが完了し、御殿の外観がより一層鮮やかな

ものとなりました。

くお願いします。

観者に掃除の質問者に答えて います。

浄智寺

数年前より、境内の危険と思われるところの植栽の根本的な手入れをし、岩肌をあらわに見せる様にしたところ、なかなか見ごたえのある景観となりました。鎌倉の景色は、本来こういったものかもしれません。山の手入これが重要です。

奈良公園

指定当時（明治から昭和初期）の景観を取り戻すべく、山林部を除く公園全体の植栽計画樹立作業を進めています。一部エリアでは、計画に基づく整備も実行中です。古き良き時代の奈良公園の姿を取り戻し、更に魅力的な公園を目指しています。

白鳥庭園

平成二十八年度は、開園二十五周年に当たったことから、白鳥庭園の歴史について再認識するために、作庭に携わった方々を招き、庭園や茶室の視察、今後の管理方法等をアドバイスいただきながら、作庭当時のエピソードも聞かせていただきました。

記念事業として、庭園内に特別茶室を築き、記念茶会を開催いたしました。

平成二十九年度は、作庭五十年に向けての新たな二十五年のスタートであります。この素晴らしい日本庭園を後世に伝えられるよう、白鳥庭園の魅力の創造と日本庭園文化の発展に努めてまいります。今後ともご指導よろしく

大通寺庭園

大通寺庭園拝観者から「仁王門山門から庭園まで掃除が大変ですね」とよくいわれます。については、平成十三年三月岡山県名勝に庭園が指定されました。岡山県立博物館に証書を受け取りに行き、岡山県教育長宮野先生から授与され、そして中原清（岡山県文化財審議員　庭園部門）先生から助言があり（庭石、樹木庭園管理）拝聴し、最後に「大通寺庭園を通して何を語られますか」といわれ、「答えがでません。そこで「宿題にさせて下さい」と言い帰りました。そこで「宿題にさせて下さい」と言い帰りました。約五年位して「禅僧として「掃除は創寺（寺づくり）して創自（自分でくり、心をみがく）なり」を思いつき、拝

文化財指定庭園保護協議会会則

第一章 総 則

(名称)

第一条 本会は、文化財指定庭園保護協議会という。

(目的)

第二条 本会は、文化財保護法により、文化財に指定又は登録された庭園若しくは公園（以下「指定庭園」という。）の所有者若しくは管理者並びにそれらが所在する地方公共団体の教育委員会（以下「管理者等」という。）相互間の密接な連絡を保ち指定庭園の普及宣揚及び保存管理に万全を図ることを目的とする。

(事業)

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

一 指定庭園に関する重要な事項について意見の発表を行い又は関係行政機関に建議すること。

二 指定庭園の管理に関する調査研究並びにこれらに関する指導及び援助を行う」と。

三 管理者等相互の連絡、情報及び出版物の交換を行うこと。

四 研究会、協議会、講演等の集会を行うこと。

第七条 入会を希望するものは、入会申込書に会費を添えて申し込むものとする。

と。

五 展覧会の開催及びこれに対する援助を行うこと。

六 会報、その他の印刷物を刊行すること。

七 その他、適当と認めた事業

2 公開講演等には会員以外のものも参加することができる。

二 総会における除名の決議

一 退会の届出

第三章 役員、職員及び顧問 (資格の消滅)

第四条 本会は、事務局を東京都府におく。ただし本会支部は、理事会または総会の決議を得て設置することができる。

第五条 本会は、事務局を東京都府におく。ただし本会支部は、理事会または総会の決議を得て設置することができる。

第六条 本会は、正会員、管理者等

第七条 本会は、正会員、管理者等

第八条 本会は、正会員、管理者等

第九条 本会は、正会員、管理者等

第十条 本会は、正会員、管理者等

第十二条 本会は、正会員、管理者等

第十三条 本会は、正会員、管理者等

第十四条 本会は、正会員、管理者等

第十五条 本会は、正会員、管理者等

第十六条 本会は、正会員、管理者等

第十七条 本会は、正会員、管理者等

第八条 会員の資格は、次の事由によつて消滅する。

二 総会における除名の決議

一 退会の届出

第三章 役員、職員及び顧問 (資格の消滅)

第九条 本会は、次の役員をおく。

会長 一名
副会長 一名

常任理事 若干名
理事 若干名
監事 二名

第十三条 会長、副会長は、総会において推挙する。

第十四条 会長、副会長は、総会において選任する。

第十五条 会長、副会長は、総会において選任する。

第十六条 会長、副会長は、総会において選任する。

第十七条 会長、副会長は、総会において選任する。

第十八条 会長、副会長は、総会において選任する。

第十九条 会長、副会長は、総会において選任する。

第二十条 会長、副会長は、総会において選任する。

第二十一条 会長、副会長は、総会において選任する。

第二十二条 会長、副会長は、総会において選任する。

二 総会における除名の決議

一 退会の届出

第三章 役員、職員及び顧問 (資格の消滅)

第九条 本会は、次の役員をおく。

会長 一名
副会長 一名

常任理事 若干名
理事 若干名
監事 二名

第十三条 会長、副会長は、総会において推挙する。

第十四条 会長、副会長は、総会において選任する。

第十五条 会長、副会長は、総会において選任する。

第十六条 会長、副会長は、総会において選任する。

第十七条 会長、副会長は、総会において選任する。

第十八条 会長、副会長は、総会において選任する。

第十九条 会長、副会長は、総会において選任する。

第二十条 会長、副会長は、総会において選任する。

第二十一条 会長、副会長は、総会において選任する。

第二十二条 会長、副会長は、総会において選任する。

3 常任理事は理事会の決定にもとづき、
常任事務を処理する。

らない。

2 前項の委任があつたときは、これを
一 理事会が必要と認めたとき。

出席者とみなす。
第二十条 総会の議事録には、開会の日
時、場所、会員の総数、会員の出席数、付
議事項、議事経過の概要その結果及び表決
数を記録し、議長指名の出席会員二名が署
名押印して保存する。

4 理事は、本会の重要な事項を審議する。
5 監事は会務を監査する。

(役員の任期)

第十二条 役員の任期は、二年とする。再任
することができる。

2 補欠によつて選ばれた役員の任期は、前

任者の残任期間とする。

3 役員は任期終了後でも後任者が決まるま
では引き続きその職務を行うものとする。

(職員)

第十三条 本会の事務を処理するため必要な
職員を置くことができる。

2 職員は会長が委嘱する。

(名誉会長及び顧問)

第十四条 名誉会長及び顧問は、会長の諮詢
に応じ又は、会長に対し意見述べること
ができる。

第十七条 総会の議長は、会長がこれに当る。
(総会の定数及び議決)
二 その他事業遂行に必要な事項
(理事会の定数及び決議等)
第三条 第十七条から第十八条までの規程を
の過半数をもつて決議する。
可否同数のときは、議長の決するところ
による。

第四章 会議
(総会の招集)

第十五条 総会は、会員をもつて構成し、会
長が招集する。

2 通常総会は毎年一回開く。

3 次の場合は臨時総会を開かなければな
い。

4 総会を招集しようとするときは、少な
くとも会期の二週間前に議題を示して、
書面で会員に通知しなければならない。

(総会提出事項)

第十六条 通常総会には、次の事項を提出
して承認及び決議を経なければならない。

一 会務報告

二 前年度收支決算報告

三 新年度事業計画及び收支予算

四 規約の変更

(総会の議長)

第二十一条 理事会は、会長、副会長、
常任理事、及び理事をもつて構成し、
隨時必要なとき会長がこれを召集する。
(理事会の審議事項)

第二十二条 理事会は次の事項を審議す
る。

一 総会への提出事項

二 その他事業遂行に必要な事項
(理事会の定数及び決議等)

第三条 第十七条から第十八条までの規
程を理事会に準用する。

第五条 会計
(総会表決権の委任)
(経費)

第十九条 会員は、あらかじめ書面をもつ
て、総会における表決権の行使を他の出
席委員に委任することができる。

第二十四条 本会の経費は、会費、寄附
金、その他の収入をもつてこれに充て
る。

(財産の管理)

第二十五条 本会の財産は、理事会の定めた方法により、会長がこれを管理する。

(会計年度)

第二十六条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

付則

(施行期日)

第二十七条 この会則は、昭和三十五年十一月二十九日から施行する。

(会費の額)

第二十八条 第六条による会費の額を次のように定め、平成三十一年四月一日より適用する。

一 正会員 年額	一〇、〇〇〇円
二 賛助会員 年額	一五、〇〇〇円
(但し指定庭園一ヶ所並びに一団体につき)	

改正 平成二十九年六月二十二日

理事会名簿

役職名	会員名	都道府県
会長	亀山 章	
副会長	毛越寺庭園	岩手県
常任理事	東京都建設局公園緑地部 ・旧浜離宮庭園・旧芝離宮庭園・六義園・小石川後楽園 ・向島百花園・旧古河氏庭園・殿ヶ谷戸庭園(隨宜園)	東京都
"	二条城二の丸庭園・京都市文化市民局	京都府
理事	会津松平氏庭園御薬園 ・会津若松市教育委員会・(一財)会津若松観光ビューロー	福島県
"	偕楽園・茨城県	茨城县
"	兼六園・石川県	石川県
"	大沢池(附)名古曾滝跡・大本山大覚寺	京都府
"	奈良公園・奈良県	奈良県
"	岡山後楽園・岡山県	岡山县
"	縮景園・広島県	広島県
"	栗林公園・香川県	香川県
監事	養翠園	和歌山县
"	仙巖園(附)花倉御仮屋庭園・島津興業株式会社	鹿児島県

文化財指定庭園保護協議会会員及び賛助会員名簿一覧

平成二十九年三月三十日現在

名称

郵便番号

所在地

管理者又は管理団体

電話番号

東北地方

盛美園 ○三六一〇二四一 青森県平川市猿賀石林一

盛美園 ○一七二一五七一〇二〇

瑞樂園 ○三六一八三八四 青森県弘前市大字宮館字宮館沢二六番地一

弘前市教育委員会文化財課 ○一七二一八二一六四二

金平成園 ○三六一〇三〇六 青森県黒石市内町二一一

金平成園 ○四二一五四六一六九九〇

旧池田氏庭園 ○一四一〇八〇五 秋田県大仙市高梨字大嶋一番地外

秋田市教育委員会文化財保護課 ○一八七一六三一八九七二

毛越寺庭園 ○一九一四一〇二 岩手県西磐井郡平泉町平泉字大沢五八

秋田市観光スポーツ部文化振興課 ○一八一八八八一五六〇七

酒井氏庭園 ○九九七一〇〇三六 山形県鶴岡市家中新町一〇一八

(宗) 毛越寺 ○一九一一四六一三三三一

玉川寺庭園 ○九九七一〇一二 山形県鶴岡市羽黒町玉川三五

大仙市教育委員会文化財保護課 ○一八七一六三一八九七二

總光寺庭園 ○九九九一六八三二 山形県酒田市字総光寺沢八

秋田市観光スポーツ部文化振興課 ○一八一八八八一五六〇七

本間氏別邸庭園(鶴舞園) ○九九八一〇〇一四 山形県酒田市御成町七一七

(財) 致道博物館 ○一三五一二二九九

南湖公園 ○九六一一〇八一二 福島県白河市南湖一番地一外

玉川寺 ○一三五二六一工七四六

会津松平氏庭園御菴園 ○九六五一〇八〇四 福島県会津若松市花春町八一

(財) 總光寺 ○一三四一六一工二七〇

偕楽園 ○三二〇一〇〇三三 茨城県水戸市常磐町一十三十三

(公財) 本間美術館 ○一三四一六四三二一

高梨氏庭園 ○二七八一〇〇三三 千葉県野田市上花輪五〇七番地

白河市建設部文化財課 ○一四八一七一三二〇

小石川後楽園 ○一二一〇〇〇四 東京都文京区後楽二丁目

(財) 会津若松観光ビューロー ○一四二一七一三四七二

六義園 ○一二三〇〇二 東京都文京区本駒込六丁目

茨城県水戸土木事務所偕楽園公園課 ○一九一三四四五五四

旧浜離宮庭園 ○一〇四一〇〇四六 東京都中央区浜離宮庭園

(公財) 高梨本家 ○四一七一三工二〇七〇

旧芝離宮庭園 ○一〇五一〇〇三 東京都港区海岸一丁目

東京都建設局 ○三一三九四一一工三〇一五

向島百花園 ○一三一一〇〇三三 東京都墨田区東向島三丁目

東京都建設局 ○三一三五四一一〇一〇〇

旧古河氏庭園 ○一四一〇〇一四 東京都北区西ヶ原一丁目

東京都建設局 ○三一三四三四一四〇二九

殿ヶ谷戸庭園(隨宣園) ○一八五一〇〇二 東京都国分寺市南町二丁目

東京都建設局 ○三一三九一〇一〇三九四

旧朝倉文夫氏庭園 ○二一〇一〇〇一 東京都台東区谷中七一八一一〇

東京都建設局 ○四二一三三四一七九九一

瑞泉寺庭園 ○二四八一〇〇一 神奈川県鎌倉市二階堂七一〇

台東区文化産業観光部文化振興課 ○三一三八二二一四五四九

建長寺庭園 ○二四七八五五 神奈川県鎌倉市山ノ内八番地

(宗) 瑞泉寺 ○四六七一三一〇九八一

瑞泉寺庭園 ○二四七八五五

(宗) 建長寺

中部地方		円 觉 寺 庭 園	二四七一〇〇六二	神奈川県鎌倉市山ノ内四〇九番地	(宗) 円覚寺	○四六七一三一〇四七八
近畿地方		貞 渡 边 氏 庭 園	九四五一五〇二	新潟県柏崎市高柳町岡野町五九三	(公財) 貞觀園保存会	○一五七一四一一一二〇〇
近畿地方		兼 成 翼 閣 庭 園	九五九一三六五	新潟県岩船郡関川村大字下関九〇四	(公財) 重要文化財渡邊系保存会	○二五四一六四一一〇〇一
近畿地方		那 谷 寺 庫 裡 庭 園	九一〇一〇九三六	石川県金沢市兼六町一番地内	石川県金沢城・兼六園管理事務所	○七六一三二一五五〇八
近畿地方		伊 藤 氏 庭 園	九三一〇三三六	石川県金沢市兼六町一番二号	(公財) 成翼閣	○七六一三二一〇五八〇
近畿地方		城 福 寺 庭 園	九一九一〇一三	石川県小松市那谷町ユ一二三	(宗) 那谷寺	○七六一一六五一一二一
近畿地方		一 乘 谷 朝 倉 氏 庭 園	九一〇一二五三	福井県南条郡南越前町瀬戸二九上一	南越前町教育委員会	○七七八一四七一八〇〇五
近畿地方		梅 田 氏 庭 園	九一〇一五〇三	福井県越前市五分市町一一一六	城福寺	○七七八一二七一一七七三
近畿地方		瀧 谷 寺 庭 園	九一三一〇〇五四	福井県福井市城戸ノ内町	福井市一乗谷朝倉氏遺跡管理事務所	○七七六一四一一一二七三
近畿地方		西 福 寺 書 院 庭	九一四一〇八一四	福井県今立郡池田町谷口三三一八一一	梅田氏庭園	○七七八一四四一六一〇六
近畿地方		旧 玄 成 院 庭	九一一一〇八一三	福井県坂井市三国町滝谷一一七一一五	(宗) 瀧谷寺	○七七八一四四一六一〇六
近畿地方		永 保 寺 庭	五〇七一〇〇一四	岐阜県多治見市虎渓山町一一四〇	(宗) 西福寺	○七七八一三一三九二六
近畿地方		柴 屋 寺 庭	四二一一〇一〇三	静岡県静岡市駿河区丸子三三一六	白山神社社務所	○七七九一八八一一五九一
近畿地方		龍 潭 寺 庭	四三一一三二二	静岡県浜松市北区引佐町井伊谷一九八九	(宗) 永保寺	○五七二一三一〇三五一
近畿地方		臨 济 寺 庭	四二〇一〇八八五	静岡県静岡市葵区大岩町七番一号	(宗) 瀧谷寺	○五四一五九一三六八六
近畿地方		名 古 屋 城 二 之 丸 庭	四六〇一〇〇三一	愛知県名古屋市中区本丸一番一号	(宗) 龍潭寺	○五四一四五一七四〇
近畿地方		旧 諸 戸 氏 庭 園	五一一一〇〇〇九	三重県桑名市大字桑名字鷹場六六三番の五	(宗) 臨濟寺	○五二一三二一一七〇〇
近畿地方		諸 戶 氏 庭 園	五一一一〇〇〇五	三重県桑名市太一丸十八番地	名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所	○五二一三二一一七〇〇
近畿地方		胡 宮 神 社 社 務 所 庭	五三一〇三四二	滋賀県犬上郡多賀町敏満寺四九	桑名市文化課	○五九四一四一三六一
近畿地方		多 賀 神 社 奥 書 院 庭	五三一〇三四一	滋賀県犬上郡多賀町多賀六〇四	(公財) 諸戸財团	○五九四一三五一〇〇四
近畿地方		青 岸 寺 庭	五一一一〇〇一二	滋賀県米原市米原六六九	胡宮神社社務所	○七四九一四八一一〇一
近畿地方		光 净 院 庭	五一〇一〇〇三六	滋賀県大津市園城寺町二四六	多賀大社社務所	○七四九一五一〇四六三
近畿地方		善 法 院 庭	五一〇一〇〇三六	滋賀県大津市園城寺町二四六	(宗) 青岸寺	○七七五三一三三八
近畿地方		滋 賀 大 津 市 園 城	五一〇一〇〇三六	滋賀県大津市園城寺町二四六	(宗) 園城寺	○七七五三一三三八

兵主神社庭園	五〇一四二四	滋賀県野洲市五条五六六番地	兵主大社社務所	○七七一五八九一〇七一
普門寺庭園	五三一〇〇六一	滋賀県彦根市金龜町三番地	彦根市教育委員会事務局文化財部文化財課	○七四九一六一五八三三
平等院庭園	五六九一〇八一四	大阪府高槻市富田町四十一〇一一〇	(宗) 普門寺	○七二一六九四一〇九三
大沢池(附名古曾滝跡)	六一一一〇〇二	京都府宇治市宇治蓮華一一六	平等院事務所	○七七四一二一七八六一
醍醐寺三宝院庭園	六一六一八四二一	京都府京都市右京区嵯峨大沢町四番地	(宗) 大覺寺	○七五八七一〇〇七一
慈照寺(銀閣寺)庭園	六〇一一一三五	京都府京都市左京区銀閣寺町二	総本山醍醐寺	○七五五七一〇〇二
龍安寺方丈庭園	六一六一八〇〇一	京都府京都市右京区龍安寺御陵下町一三番地	(宗) 慈照寺(銀閣寺)	○七五七七一五七二五
妙心寺庭園	六一六一八〇三五	京都府京都市右京区花園妙心寺町一	(宗) 龍安寺	○七五四六三二二六
玉鳳院庭園	六一六一八〇三五	京都府京都市右京区花園妙心寺町六〇	(宗) 妙心寺	○七五四六一十五三六
退藏院庭園	六一六一八〇三五	京都府京都市右京区花園妙心寺町三五	(宗) 退藏院	○七五四六一五三六
不審菴(表千家)庭園	六〇一一〇〇六一	京都府京都市上京区小川通寺之内上の本法寺前町五九七番地	(宗) 妙心寺	○七五四六三一八五五
今日庵(裏千家)庭園	六〇二一〇〇六一	京都府京都市上京区小川通寺之内上の本法寺前町六一三番地	(二財) 不審菴	○七五四三一三二一
二条城二の丸庭園	六〇四一八三〇一	京都府中京区二条通堀川西入一条城町五四一	京都市文化市民局元離宮二条城事務所	○七五八四一〇〇九六
本願寺大書院庭園	六〇〇一八五〇一	京都府京都市下京区堀川通花屋町下る	本願寺内務室(財産管理担当)	○七五二七一五八一
本願寺滴翠園	六〇〇一八五〇一	京都府京都市下京区堀川通花屋町下る	本願寺内務室(財産管理担当)	○七五二七一五八一
涉成園	六〇〇一八一九〇	京都府京都市下京区下珠数屋町通間之町東入東玉水町	真宗本廟 東本願寺	○七五二七一五八一
鹿苑寺(金閣寺)庭園	六〇三一八三六一	京都府京都市北区紫野大徳寺町五八	(宗) 鹿苑寺	○七五二七一五八一
大仙院書院庭園	六〇三一八二三二	京都府京都市北区紫野大徳寺町五四一	(宗) 大仙院	○七五二七一五八一
聚光院庭園	六〇三一八三〇一	京都府京都市北区紫野大徳寺町五八	(宗) 聚光院	○七五二七一五八一
照福寺庭園	六二九一一二六三	京都府綾部市鷹栖町小丸山三三番地	(宗) 照福寺	○七五二七一五八一
旧大乘院庭園	六三〇一八二〇八	奈良県奈良市高畑町一〇八三他	(公財) 日本ナショナルトラスト	○七五二九一六八八〇
依天德院水庭園	六四八一〇二二一	奈良県奈良市高畑町一〇八三他	(公財) 名勝依水園・寧楽美術館	○三一六三八〇一八五一
粉根來翠寺庭園	六四九一六五三二	和歌山県伊都郡高野町高野山三七〇番地	(宗) 天徳院	○七四二二五〇七八一
和歌山城西之丸庭園	六四九一六二〇二	和歌山県紀の川市粉河二七八七	(株) 粉河寺	○七三六一七三三五五
和歌山県岩出市根来三八六	六四一一〇〇三六	和歌山県和歌山市西浜一六四番地	總本山根來寺	○七三六一六二一一四四
和歌山県和歌山市一番丁三番地	六四〇一八一四六	和歌山県和歌山市一番丁三番地	和歌山市和歌山城整備企画課	○七三四四四一四三〇

琴ノ浦温山莊園	六四一〇〇〇一	和歌山県海南市船尾三七〇
旧赤穂城庭園	六七八一〇一三五	兵庫県赤穂市上仮屋一番地外
田淵氏庭園	六七八一〇二五	兵庫県赤穂市御崎三九一一
安養院庭園	六五一一二〇八	兵庫県神戸市西区伊川谷町前開一五八番地
中国地方		
尾崎氏庭園	六八二一〇七〇一	鳥取県東伯郡湯梨浜町宇野一五一八
觀音院	六八〇一〇〇一五	鳥取県鳥取市上町一六二
萬福寺	六九八一〇〇〇四	島根県益田市東町二五三三
医光寺	六九八一〇〇一一	島根県益田市染羽町四一九
岡山後楽園	七〇三一八二五七	岡山県岡山市北区後楽園一十五
縮頼久寺	七一六一〇〇一六	岡山県高梁市頼久寺町一八
淨土寺	七三〇一〇〇一四	広島県広島市中区上幟町二番一一号
常榮寺	七三一〇〇四三	広島県尾道市東久保町二〇一八
毛利氏庭園	七五三一〇〇一一	山口県山口市宮野下二〇〇一番地一
隣寺	七四五一〇〇一三	山口県防府市多々良一一五一
栗林公園	七五六一〇〇六七	山口県宇部市小串二〇
四国地方		
栗林公園	七六〇一〇〇七三	香川県高松市栗林町一丁目一〇番一六号
天赦公園	七九八一〇〇六五	愛媛県宇和島市天赦公園
竹林寺庭園	七八一一八一二五	高知県高知市五台山三五七七
九州地方		
旧伊藤傳右工門氏庭園	八二〇一〇〇六六	福岡県飯塚市幸袋三〇〇番地
藤江氏魚樂園	八二七一〇〇〇一	福岡県田川郡川崎町大字安真木六三八八
水前寺成趣園	八六二一〇九五六	熊本県熊本市中央区水前寺公園八番一号
妙國寺庭園	八八三一〇〇〇一	宮崎県日向市細島三七三
仙巖園(附)花倉御仮屋庭園	八九二一〇八七一	鹿児島県鹿児島市吉野町九七〇〇番地一
旧島津氏玉里邸庭園	八九〇一〇〇二二	鹿児島県鹿児島市玉里町二十七番二十号
沖縄地方		
ニッタ(株)總務CSRグループ	○七四三一五六一一八一〇	
赤穂市教育委員会	○七九一一四三一六九六二	
田淵新太良 赤穂パークホテル	○七九一十四二一三三五	
(宗)安養院	○七八一九七四一〇四〇八	
尾崎氏庭園	○八五七一四一五六四一	
觀音院	○八五六一三一〇三〇二	
萬福寺	○八五六一三一六六八	
医光寺	○八六一七一七一一四八	
岡山後楽園事務所	○八六六一三一工三五一六	
縮頼久寺	○八二一三二一六二四六	
淨土寺	○八四八一三七一三六一	
廣島県立美術館・縮景園	○八三九二三一三七二	
頼久寺	○八三五二三一〇〇〇一	
常榮寺	○八三六一二一一〇八七	
(宗)常榮寺	○八三六一二一一〇八七	
(公財)毛利報公会	○八三六一二一一〇八七	
宗廟寺	○八三六一二一一〇八七	
香川県栗林公園觀光事務所	○八七一八三三一七四一	
(公財)宇和島伊達文化保存会	○八九五一五一七〇九	
(宗)竹林寺	○八八一八八一工三〇八五	
飯塚市教育委員会教育部文化課	○九四八一五一一九三〇	
藤江氏魚樂園	○九四七一七二一七七七七	
(宗)出水神社	○九六一三八三一〇〇七四	
妙國寺	○九八二一五二一四八六	
(株)島津興業	○九九一三四七一一五五	
鹿児島市教育委員会管理部文化財課	○九九一三七一一九六二	

識名園
石垣氏庭園
九〇一〇〇七二
九〇七〇〇一四

沖縄県那覇市字真地四二一七
沖縄県石垣市新川一八七

那覇市民文化部文化財課
石垣氏庭園
○九八一九一七一三五〇一
○九八〇一人一工一七二〇

賛助會員

太幸邸「白鳥梅の会」	○一九一四二〇八	岩手県奥州市前沢区字七日町五八
高橋裕一	一三四九一〇二二七	埼玉県白岡市小久喜二二六二十八
(公財) 東京都公園協会	一六〇一〇〇二	東京都新宿区歌舞伎町一一四四一
上野觀光連盟	一一〇一〇〇五	東京都台東区上野一丁一三 88ビル九階
龍居庭園研究所	一六九一〇〇五一	東京都新宿区西早稻田一十六三福田ビル三階
(二社) 東京都造園緑化業協会	一五〇一〇〇四一	東京都渋谷区神南一一二〇一造園会館内
(二社) 日本庭園協会	一六九一〇〇五一	東京都新宿区西早稻田一十六三フエリオ西早稻田三〇一
(株) 富士見園	一六八一〇〇七一	東京都杉並区高井戸西二一一二一五
中田広和	一八四一〇〇一四	東京都小金井市貫井南町三十三丁二
高橋康夫	一八四一〇〇一一	東京都小金井市東町二二二八一一
(株) 石庭	二四八一〇〇〇六	神奈川県鎌倉市小町二一一四一八
淨智寺	二四七一〇〇六二	神奈川県鎌倉市山ノ内一四〇二
兼六園觀光協会	九二〇一〇〇九三六	石川県金沢市兼六町一番二五号
(株) 庭	五〇七一〇〇五五	岐阜県多治見市喜多町一六九
(株) エム・オー・エーグリーンサービス	四二三一〇〇一一	静岡県熱海市田原本町九番一号熱海第一ビル九階
白鳥庭園	四五六一〇〇三六	愛知県名古屋市熱田区熱田西町二一五
中村石材工業(株)	五五二一〇〇一二	大阪府大阪市港区市岡三一六一
花豊造園(株)	六〇〇一八三六一	京都府京都市下京区天宮通五条トル堀之王町五八
文化財庭園保存技術者協議会	六〇〇一八三六一	京都府京都市下京区大宮通り花屋町上ル
(株) 中根庭園研究所	六二六一八〇二三	京都府京都市右京区谷口唐田ノ内町一十六
(株) 曾根造園	六〇三一八四八七	京都府京都市北区大北山原谷乾町二五五一六
(看) パーク綜合デザイン	六〇〇一八三五七	京都府京都市下京区猪熊通五条下ル柿本町五九五二八
(株) 安井工務店	六一七一〇〇〇六	京都府向日市上植野町馬立二番地四
(株) 環境事業計画研究所	六〇一一一八二六一	京都府京都市上京区多門町四四〇一六
太幸邸「白鳥梅の会」	○四八〇一九一丁九一〇五	太田家住宅 太幸邸「白鳥梅の会」
高橋裕一	○三一三八三三丁三〇二一	(公財) 東京都公園協会
上野觀光連盟	○三一三三〇一丁五三三	上野觀光連盟
龍居庭園研究所	○三一三三四六二丁二八五八	龍居庭園研究所
(二社) 東京都造園緑化業協会	○三一三三〇四一〇五九五	(二社) 東京都造園緑化業協会
(二社) 日本庭園協会	○三一三三〇四一〇五九四	(二社) 日本庭園協会
(株) 富士見園	○三一三三三三丁七七四九	(株) 富士見園
中田広和	○四二一三八一一人一四三	中田広和
高橋康夫	○九〇一四〇五四一五七九四	高橋康夫
(株) 石長	○四六七一五一一四八一	(株) 石長
朝比奈恵温	○四六七一三一三九四三	朝比奈恵温
(協) 兼六園觀光協会	○七六一三二一六四五三	(協) 兼六園觀光協会
(株) 庭勇	○五七二一三一七四六三	(株) 庭勇
(株) エム・オー・エーグリーンサービス	○五五七一八四一〇五五	(株) エム・オー・エーグリーンサービス
岩間トエネック・みどりの協会グループ	○五二一六八一一人九二八	岩間トエネック・みどりの協会グループ
中村石材工業(株)	○六一六五七一一二〇六	中村石材工業(株)
花豊造園(株)	○七五二三四一丁三四六	花豊造園(株)
NPOみどりのまちづくり研究所内	○七五二三四一丁六〇〇	NPOみどりのまちづくり研究所内
(株) 中根庭園研究所	○七五二四六五一三七三	(株) 中根庭園研究所
(有) パーク綜合デザイン	○七五二四六二一六〇五八	(有) パーク綜合デザイン
(株) 曾根造園	○七五二三四三丁四四三六	(株) 曾根造園
○七五二九三三丁〇〇一二	○七五二九三三丁〇〇一二	○七五二九三三丁〇〇一二
○七五二四三一〇〇五五	○七五二四三一〇〇五五	○七五二四三一〇〇五五

大正奈
通善良
寺院公
庭園園
六三〇一八一二四
六八二一〇一三三一
七三四一三〇二
奈良県奈良市芝辻町五四三
鳥取県東伯郡三朝町三徳一〇一三番地
岡山県小田郡矢掛町小林一八一五
奈良県奈良市芝辻町五四三
鳥取県東伯郡三朝町三徳一〇一三番地

奈良公園事務所
正善院
大通寺

○七四二一三一〇二七五
○八五八一四三一六六八
○八六六一八二一〇九〇九



国指定名勝 旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭）庭園 秋田県・秋田市

文化財指定庭園保護協議会会報第53号

発行日 平成29年6月22日
編集・発行 文化財指定庭園保護協議会(事務局)
〒163-8001
東京都新宿区西新宿2の8の1
東京都建設局公園緑地部内
電話 03(5320)5365
FAX 03(5388)1532
